

Vol.
343

令和3年10月

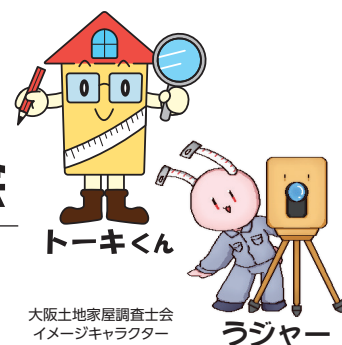
み お つ く し
標 標

土地家屋 調査士 大阪



大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
TEL: 06-6942-3330 FAX: 06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約

06-6942-8750

受付／月一金 9:00～17:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023

大阪府中央区北新町3番5号

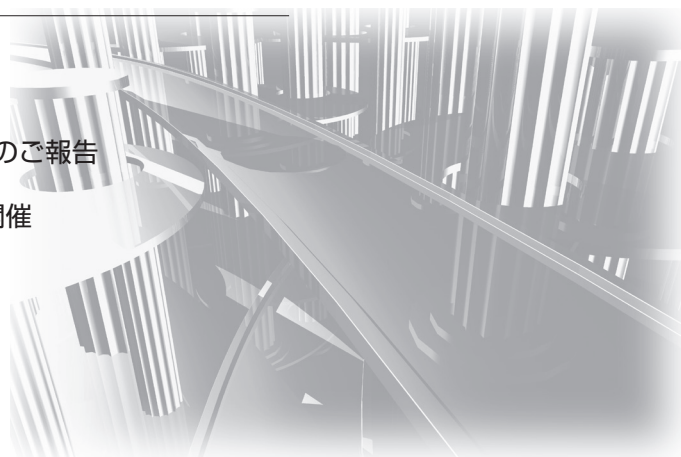
大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話 (06) 6942-8750 (代表) FAX (06) 6942-8751

E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp



- 4 **第78回 日調連 定時総会** 十分な感染防止対策のもと開催 令和3年6月15日
 新会長に岡田潤一郎氏（愛媛会）
 大阪会受賞 ●連合会顕彰7名 ●写真コンクール2名
 - 7 **近畿ブロック第65回定例協議会** ホテルグランヴィア和歌山にて 令和3年7月16日
 新会長は池谷一郎会長（京都会）
 大阪会から12名の表彰状受賞者
-
- 9 本会・各部長の就任ごあいさつ
 - 12 令和3年度 事業計画実施細目
 - 15 令和3年度 大阪会の寄付講座事情
-
- 19 オンライン研修 令和3年度 本支部役委員合同研修会
 - 21 大阪土地家屋調査士会 テニス同好会
 - 23 **戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部改正**
 - 32 懲戒処分事例
-
- 35 政治連盟だより
 - 37 大阪青年土地家屋調査士会だより 第10回定時総会のご報告
 - 38 大阪公嘱協会だより 大阪公嘱協会2021講演会の開催
 - 39 会員異動
 - 41 常任理事会・理事会
 - 43 業務日誌
 - 46 公嘱協会の動き
 - 47 行事予定
 - 47 編集後記
 - 48 訃報／おくやみ／訃報の対応／支部別会員数



十分な感染防止対策のもと開催 第78回 日調連 定時総会

新会長に岡田潤一郎氏（愛媛会）

大阪会受賞 ●連合会顕彰7名 ●写真コンクール2名

令和3年6月15日



日本土地家屋調査士会連合会の第78回定時総会が、令和3年6月15日（火）・16日（水）の開催予定日を新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言下であることを配慮し、1日に短縮して東京都文京区の「東京ドームホテル」において開催されました。

今年度、当初大阪会は、会長のみが総会出席予定でしたが、急遽、山脇副会長、相澤も出席することになりました。出席者は事前にPCR検査（唾液）を受け、陰性であることを確認。総会会場に入る前には体温を測り消毒もし、会場内はソーシャルディスタンスをとるため席と席との間に一定の距離が保たれ、感染防止対策を講じながら、議事が進行されました。

第1号議案

- （イ）令和2年度一般会計収入支出決算報告承認の件
 - （ロ）令和2年度特別会計収入支出決算報告承認の件
- 結果：賛成多数で承認される。

第3号議案

日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件

改正条項における改正の趣旨

（1）第10条第6項

現状に則した改善を目的として、書面による決議のほか電磁的記録によっても決議を求めることができるように改める。

（2）第11条第5項

第10条第6項の改正に伴い、書面による決議のほか電磁的記録によっても決議があったものとして改める。

（3）第13条第2項

理事会議事録における開催場所の記載において、開催場所に存しない出席者の出席方法も含めて記載することにより、電子会議システムを利用した開催も可能となることから、これを改める。

また、理事会議事録には署名と押印が求められていたが、署名をした場合は押印を要さないものとして簡略化を図るため、これを改める。

(4) 第25条第2項

第13条第2項と同様の理由により、総会議事録についても署名をした場合は押印を要さないものとして簡略化を図るため、これを改める。

結果：賛成多数で承認される。

第4号議案

令和3年度事業計画（案）審議の件

第5号議案

(イ) 令和3年度一般会計収入支出予算（案）審議の件

(ロ) 令和3年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

結果：第4号議案・第5号議案一括上程され賛成多数で承認される。

第2号議案

役員等選任

日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則第4条において「選挙権を行使できる者は、日本土地家屋調査士会連合会会則第22条に規定する総会の議決を有する者とし、選挙が行われる総会に出席し、総会の議場に在席している者」に限られていることから、選挙権を行使できる者全員の同意を得て運用の実施に当たっては、各会長及び代議員の全員の同意が必要となり、全員同意を得たものの規則に基づき、各会長及び代議員が総会の議場に在席者数79名の中、選挙された結果、選挙で選ばれた会長・副会長は以下のとおりです。

会長	愛媛会	岡田潤一郎会員
副会長	福岡会	野中和香成会員
副会長	千葉会	鈴木泰介会員
副会長	神奈川会	鈴木貴志会員



岡田潤一郎 日調連新会長とともに

岡田潤一郎会長のあいさつの中で「落選後2年間の経験を生かして、これからの2年間で」の言葉が印象に残っています。



Web会議システムを使用し、
定時総会を注視される松島副会長

また、定時総会開催前に Web会議システムを使用して、定時総会の事前説明会が行われたことを併せて報告する。

①令和3年6月3日（木）午後4時から

議題1. 第78回定時総会の開催方法について

議題2. 日本土地家屋調査士会連合会役員選任における選挙方法について

議題3. その他

②令和3年6月11日（金）午後3時から

定時総会次第に従い、会務報告・議事案件について、総会さながらに進められ、会長・副会長候補者の演説も行われた。

会務報告、議事、案件の質問要望については一覧表に基づいて質問者が行い、応答については、定時総会当日質問要望一覧表にして渡す旨の説明がされた。

最後に、定時総会に出席した感想を述べさせていただくと、よくぞ総会を開催していただきました。連合会役員、総会開催に向けての準備をしていただいた職員の皆様に感謝いたすと共にお疲れ様でした。来年は新型コロナウイルス感染症のない総会が迎えられることを願うばかりです。

◇連合会顕彰規定第5条表彰状受賞者

(大阪会のみ 敬称略)

佐々木志展 (北) 藤原 正三 (大阪城)
米山太一郎 (中河内) 小松 芳武 (北河内)
竹中 慎二 (大阪城) 西島 泰雄 (中央)

◇連合会顕彰規定第6条表彰状受賞者

香川 哲也 (事務局職員)

会場の一角に第36回写真コンクールの入賞及び
入選作品が展示されており、役員選挙がある定時総
会の緊張感を和らげる展示となっていたことが印象
的でした。ちなみに、大阪会の入賞者は、連合会長
賞を受賞された折田孝夫会員 (堺支部) の「良きか
な」、自由部門のは一もに一賞を受賞されたのは栗
辻寛紀会員 (堺支部) の「悪戯な風」です。写真に
つきましては、連合会会報誌土地家屋調査士2021
年6月号 (No.773) 17頁と24頁に掲載されてい
ますので、是非観ていただくと幸いです。

(社会事業担当副会長・相澤襲雄)

土地家屋調査士倫理綱領 (第43回・日調連総会制定)

1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

近畿ブロック第65回定例協議会

新会長 は池谷一郎会長（京都会）
大阪会から12名の表彰状受賞者

令和3年7月16日
ホテルグランヴィア
和歌山にて



日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック第65回定例協議会（総会）が、令和3年7月16日（金）午後2時から和歌山市の「ホテルグランヴィア和歌山」を会場に開催されました。

本年度も、昨年同様新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを念頭に出席する人数を最小限度にしながら、式典・懇親会等も見合わせて開催することになりました。

大阪会からは、中林邦友会長、松島稔副会長、相澤、そして近畿ブロック協議会業務研修部会長として竹本貞夫前副会長が出席しました。

協議会は、和歌山会の坂口了太総務部長の司会で開催宣言があり、開会に先立ち物故会員に対し黙祷を捧げ、今年度の当番会の和歌山会服部正会長から、歓迎の意を込めた開会の辞、近畿ブロック協議会橋詰繁美会長（兵庫会）からご挨拶があった後に、議長・副議長の選出を行いました。近畿6会の申し合わせにより、次回定例協議会開催予定地の近畿ブロック役員を議長、当番会の近畿ブロック役員を副議長にすることが慣例とされていることから、議長は奈良会貫山伸一会長、副議長は和歌山会服部正会長を選出し、議事録署名者に奈良会吉崎英司総務部長と和歌山会坂口了太総務部長を選出し、議事録作

成を和歌山会にさせていただき事を決定した後、議事に入りました。

議事

(1) 令和2年度会務報告の件

各部会長から報告がありました。

また、近畿災害対策まちづくり支援機構活動報告が兵庫会三嶋裕之会長からありました。

多数をもって承認される。

(2) 令和2年度収支決算報告及び監査報告の件

松居利彰財務部会長（滋賀会）が報告した後、山村定司（和歌山会）監事、芳多正行（大阪会）監事（当日体調不良のため欠席）に報告を求め、代表して山村定司監事から監査報告がありました。

多数をもって承認される。

(3) 令和3年度活動計画（案）の件

各部会長から活動計画の説明がありました。

(4) 令和3年度予算（案）の件

松居利彰財務部会長から説明がありました。

第3号及び第4号議案の一括質疑を受けた後に、第3号議案及び第4号議案は一括原案どおり多数をもって承認される。

(5) 役員改選の件

会長に京都会池谷一郎会長、副会長に大阪会中林邦友会長・兵庫会三嶋裕之会長・奈良会貫山伸一会長・滋賀会松居利彰会長・和歌山会服部正会長、監事に滋賀会福山浩丞副会長・奈良会吉崎英司総務部長、予備監事に兵庫会向井明範副会長をと、橋詰繁美会長から説明があり、多数をもって新役員は承認される。

池谷新会長から次期相談役について提案があり、京都会安井和男会員・滋賀会中村秀紀会員・奈良会丸田元明会員・和歌山会杉本哲也会員・大阪会加藤幸男会員・滋賀会沢弘幸会員・兵庫会橋詰繁美会員7名の方々に相談役を委嘱することを、多数をもって承認される。

(6) 次年度開催地についての件

次年度当番会の奈良会より説明を受け、令和4年7月15日（金）ホテル日航奈良において開催することが、多数をもって承認される。

議事の終了後、祝電披露があり、和歌山会畠村拓滋副会長の閉会の辞をもって本定例協議会は無事終了しました。

感想：コロナ渦の中、本定例協議会を無事に終えたことは、各役員の方々、準備してくれた和歌山会の職員の方々に感謝の言葉しかありません。
ありがとうございました。

表彰を受けられた皆さま（大阪会のみ・敬称略）

◇大阪法務局管区局長表彰状受賞者

西村 右文（泉 州） 岡田 好史（大阪城）
高山 恒夫（中河内） 石崎 克佳（ 堺 ）
竹内 秀治（北 摂） 中林 孝寛（中河内）

◇近畿ブロック協議会長表彰状受賞者

羽倉 昌治（ 堺 ） 富岡 隆（中 央）
上田 大人（中 央） 土谷 均（ 堺 ）
梶谷 信（北 摂） 中川 繁（北 摂）
おめでとうございます。

（社会事業担当副会長・相澤襲雄）

測量機械・ノンプリズムトータルステーション
測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機
セオドライト・レベル・光波距離計レンタル

各種機械販売及び修理

株式会社 大阪西部

代表取締役 落合 孝行

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

TEL 大阪06 (6768) 3191 (代表)

FAX 大阪06 (6762) 9761

E-mail: osakaseibu@ac.auone-net.jp

http://pat1.jp/osakaseibu



本会・各部長の就任ごあいさつ

時代背景に沿った円滑な会務運営を目指して



総務部長
加藤 充晴

この度、総務部長を拝命しました北摂支部の加藤充晴です。今期の総務部は山脇優子担当副会長のもと、北支部の和田清人副部長、北摂支部の竹内秀治理事、中央支部の永野美重理事、大阪城支部の井上朝雄理事、泉州支部の塩田征司理事の6名で務めさせていただきます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

私は平成13年度に土地家屋調査士試験に合格し、平成16年9月に土地家屋調査士登録を行い、今年で登録17年目を迎えております。今まで、支部の副支部長、産学交流学術研究委員会や寄付講座の講師（関西大学・立命館大学）、制度対策委員会、民事調停委員、大阪青年土地家屋調査士会会長等を務めさせて頂きました。私は自己分析では控えめな性格であり人前に立つことを好まないため、積極的に役委員に立候補することはないのですが、その時々でできる範囲でお役に立てることはできる

だけ務めていこうとこの17年間過ぎてまいりました。本会理事についても以前から支部で「そろそろ…」と言われておりましたので、大阪青年土地家屋調査士会会長の引継ぎを以て今回理事をお引き受けしました。理事就任1期目で総務部長という大役を仰せつかった際には正直戸惑い、周りに迷惑をかけてしまうのではないかと不安になりましたが、任されたからには精一杯務めようと気持ちを入れ替えて現在奮闘中であります。幸い前任の総務部長である山脇副会長が総務部担当副会長であること及び経験豊かで温かい総務部員や事務局職員の協力により、少しずつ会務運営に慣れてきたところです。

総務部の役回りは事務的な部分が多く、事業というよりも維持管理要素が強いため、「何をするか？」というよりは「どう処理するか？」というスタンスで物事を考えることが多いのですが、円滑・経済的・効率的な処理を心がけていきたいと考えております。又、役委員の方ができるだけ気持ちよく会務運営ができるような環境作りができたと思っております。

今年度は来年度の総会会場の選定や写真入り会員名簿作成を予定しており、コロナ禍での事業に何かと会員の皆様にご協力をお願いすることが出てくると思われませんが、会員の皆様の温かいご協力をお願いいたします。

今できることをひとつひとつ



財務部長
吉田 栄江

今年度、財務部長を拝命いたしました吉田栄江と申します。財務部は、山脇優子副会長、大阪城支部の河崎尊副部長、中河内支部の笠原伸司理事の各氏

と私を含めた4名が担当となっております。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、昨年度までは政治連盟において土地家屋調査士の制度の発展と充実のため、活動을続けてまいりました。本会理事の経験は補充の理事として財務部にいた一年間だけなのですが、他の役員や事務局の方々に助けていただきながら、今までとは違った立場で精一杯頑張ろうと思っております。

さて、今年度の総会におきまして、「証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則の廃止」が承認されました。それに伴って、証紙頒布所の閉鎖と会員章証

紙の回収等の作業も完了しております。長きにわたって証紙制度を支えてくださった頒布所や関係者の皆様、本当にありがとうございました。

証紙制度がなくなったこと、また、この10年で130人以上の会員数の減少による会費収入の減少など、本会の財政状況については会員の皆様もご心配されていることと思います。証紙収入の主な使い道である会館維持費の積み立ては今すぐどうしても必

要なものではありませんが、これからの大阪会のために必要な資金です。現在、コロナ禍での経済悪化状況下において会費の値上げについては見送られておりますが、財務部では前期に引き続き、予算の適切かつ効率的な執行のため、今できることをひとつひとつ行っていきます。微力ではありますが財務部担当の4名で頑張っております。どうか会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

原点にかえて、筆界の専門家として



業務研修部長
濱口 泰隆

前期から引き続き業務研修部長を拝命いたしました大阪城支部の濱口泰隆です。松島副会長にご教示いただきながら森口副部長、森次副部長、安岐理事、阪本理事、石川理事の皆さんのお力をお借りして、ともに精一杯努力していく所存です。どうぞ宜しくお願いいたします。

さて、前期は業務研修部長として1年を乗り切ろうとする昨年2月ごろから、会員の皆様もご存じの通りコロナ禍に巻き込まれました。前期の担当理事でできる限りの努力を行いましたが、2年目を振り返ると特に前半は会務活動が事実上ストップし、夏以降にZoomなどを導入することにより事業を遂行しようと努めましたが、会員の皆様に十分ご納得いただける成果を出すに至ったとは正直思っています。

現在も新規陽性者数は高止まりし、感染状況は予測を許さないものがありますが、ワクチン接種が進む秋口からは何とか事業を進めるために、昨年度から取り入れた手法も最大限に活用しながら運営していきたいと考えています。

一昨年令和元年6月12日、土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、昨年8月1日から施行されています。土地家屋調査士の使命規定が設けられました。「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家」と位置付けられました。本年の業務研修部はこの「土地の筆界の専門家」の原点にかえて事業を計画してゆきたいと考えています。

これまで研修は集合研修が原則でしたが、昨年は緊急事態として上記に述べましたZoomを取り急ぎ予備費を使用することを御承認いただき導入し、研修会などに利用しましたが、本年も引き続き導入したいと考えています。Zoomは開催経費が集合研修に比べ低廉で済むため従前の年度に比べ回数を増加させる予定で、筆界についてはもちろんですが幅広いテーマも組み込みたいと思います。

今年6月から土地家屋調査士業務取扱要領の運用が開始されました。法改正により全国統一運用の必要から行われたものですが、大阪会では調査測量実施要領に既に組み込まれているものと考え方においては同一ではありますが、社会から専門家を見る目は厳しさを増していることもあり、会員の皆様におかれましてはこの機会にお届けいたしました業務取扱要領についてご精読及び業務における実践をお願い致します。

会員の皆様にはご理解とご支援、ご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

外部広報・内部広報と公共事業の充実を



社会事業部長
中島 幸広

このたび、2回目の社会事業部長を拝命いたしました、中河内支部の中島でございます。

前回、任期途中で辞任し会員の皆様、特に当時の担当理事の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫びいたします。

さて、ご承知のとおり社会事業部は、広報関係と公共事業関係が所掌となっております。まず、外部広報につきましては、知名度アップのためどのような方法があるのか考えていきたいと思っております、ま

た、各支部が実施しておられます広報活動に関してバックアップしていきたいと思っております。内部広報については、滯標ネットを通じて社会事業部員が出向いたしました各種会議・セミナー等の情報を提供していきたいと思っており、会報誌につきましても内容的に充実させていきたいと考えております。公共事業関係につきましては、現在も八尾市において、包括使用承認契約がなされておらず、前期社会事業部において、契約の締結をお願いしているところではありますが、契約締結にまで至っておりません。何とか契約を締結していただく努力をしていくつもりでございます。よろしくお願いいたします。

今後会員の皆様にはいろいろとお願いやご迷惑をおかけするかもしれませんが、配属理事の皆様のお力もお借りして、事業を行っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



令和3年度 事業計画実施細目

令和3年5月21日(金)の第83回定時総会で承認された令和3年度の各事業計画に基づき、各業務部では実施細目を次のとおり決め、7月6日(火)に開催された第3回理事会に諮られ、承認された。

総 務 部

1. 会員及び補助者への指導及び連絡に関する事項

- (1) 戸籍謄本等職務上請求用紙の適正な利用と管理を指導する。
- (2) 年計報告書の提出について指導する。

2. 会則、諸規則等の整備に関する事項

会則、諸規則、諸規程について検討し、整備する。

3. 文書、資料及び備品の管理に関する事項

- (1) 会務資料等の管理・保管・廃棄を適切に行う。
- (2) 文書決裁の効率化について検討する。

4. 事務局に関する事項

- (1) 事務局職員に対する指導を行う。
- (2) 事務局組織のあり方について検討し、事務処理の効率化を図る。
- (3) 事務局職員の研修会等の参加について検討する。

5. 会員の入会及び退会その他人事に関する事項

入会者の面談時に助言及び指導を行う。

6. 調査士の登録事務及び調査士法人の届出の事務に関する事項

調査士及び調査士法人に関する登録事務を適正に行う。

7. 本会及び会員に関する情報公開及び個人情報の保護に関する事項

- (1) 日調連等からの通知は速やかに会員へ情報開示する。
- (2) 個人情報の取扱いは厳重に管理する。

8. 会館の維持及び管理に関する事項

- (1) 会館設備の補修や改良を随時行う。
- (2) 館内清掃を充実させ、清潔な会館を保つ。

9. 渉外に関する事項

行政機関、関係諸団体との連絡協調を図る。

10. 所掌する委員会に関する事項

- (1) 非調査士活動排除委員会
- (2) 苦情処理委員会

(3) 滞標ネット運営委員会

(4) 紛議調停委員会

(5) 会員紹介センター運営委員会

(6) 制度対策委員会

(7) 民間総合調停センター支援連絡委員会

11. その他

- (1) 写真入り会員名簿を発刊する。
- (2) 災害備蓄品の整備を行う。

財 務 部

1. 予算の適正かつ効率的な執行、中長期的な財政基盤の確立及び各部への予算執行に関する助言

- (1) 予算の執行に当たり、支出目的の把握に努め、疑義がある場合は担当部門と協議して目的外支出の防止を図る。
- (2) 予備費の執行に当たり、支出目的を担当部門に確認し、理事会の承認を得て、これを執行する。
- (3) 毎月の予算執行状況を各担当部門に報告し、相互にチェックを実施し、より正確な予算執行及び統一勘定科目を実施する。
- (4) 本会から支部への各種交付金の見直しを検討する。

2. 協同組合及び支部厚生事業・財務事業担当部門との連絡調整

協同組合理長会との連絡調整を行い、円滑な事業の推進を図る。

また、各支部担当者と連絡をとり、支部からの要望について連絡調整を行い、円滑な事業の推進を図る。

3. 日調連や近畿ブロック協議会等の親睦行事の参加者への支援

日調連及び近畿ブロック協議会等主催の親睦行事等の運営・実施に際し、適切な対応に努める。

4. 全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入促進

支部と連携し、全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入促進を図る。

5. 会計規則等の見直し

会計規則等につき、現状との整合性等について検討し、見直しを検討する。

6. 会員章証紙制度に関する事項

- (1) 証紙貼付制度廃止に伴い会員所持の未使用会員章証紙換金手続きを行う。
- (2) 証紙特別会計・会館基金特別会計を廃止して一般会計に繰り入れ処理を行う。

7. 所掌する委員会に関する事項

- (1) 共済事業審査委員会
- (2) 賠償損害補償制度紛争処理委員会

8. その他

業務研修部

1. 業務に関する研修、連絡、指導

- (1) 会員の資質の向上及び土地家屋調査士制度の充実発展を図るため、体系的かつ効果的に充実した研修の実施
 - ア 会員研修の企画立案及び実施
 - イ 新会員研修の企画立案及び実施
 - ウ 年次研修（倫理）の企画立案及び実施
 - エ 本・支部役員研修の企画立案及び実施
- (2) 登記申請に関する研究及び指導
オンラインによる申請の促進
- (3) 筆界特定制度の適正な運用に関すること
筆界特定制度推進委員会を通じ、筆界調査委員を対象とした研修会の開催
- (4) 支部研修会への支援
 - ア 支部研修会への講師派遣
 - イ 業務連絡会の実施と各支部との情報交換

2. 業務の改善に関する企画及び立案

- (1) 筆界特定と境界ADRの連携及び認定土地家屋調査士の活用に関すること
 - ア 五者連絡会に参画し、両制度の連携についての研究
 - イ 認定土地家屋調査士の活用に関する情報の収集
- (2) 研修の実施方法に関すること
インターネット等を利用した研修の配信方法の研究
- (3) 適正な報酬についての研究
日調連が提供している報酬額実態調査の統計資料を分析及び活用

3. 業務関連法規その他業務に関する調査、統計及び研究についての事項

- (1) 表示登記実務研究会
日常業務における課題点についての協議
- (2) 各支部登記事務等連絡会

- ア 各支部連絡会に参画、情報共有
- イ 各支部連絡会に関する事務手続支援

4. 所掌する委員会に関する事項

- (1) オンライン申請促進委員会
 - ア 委員の派遣、情報共有
 - イ オンライン申請促進委員会に関する事務手続への協力
- (2) 筆界特定制度推進委員会
 - ア 委員の派遣、情報共有
 - イ 筆界特定制度推進委員会に関する事務手続への協力
- (3) 筆界調査委員推薦委員会
 - ア 委員の派遣、情報共有
 - イ 筆界調査委員推薦委員会に関する事務手続への協力

5. その他

日調連、近畿ブロック協議会、各部・各委員会・他士業団体・関係機関との協力と連携に努める。

- (1) 日調連、近畿ブロック協議会が主催する研修への講師派遣・参加・情報収集
- (2) 各部・各委員会が主催する研修会への講師派遣・参加・情報収集
- (3) 他士業・団体等が実施する研修への講師派遣・参加・情報収集

社会事業部

1. 広報に関する事項

- (1) 会報誌の編集及び発行
会報誌「土地家屋調査士 大阪」を年4回発行し、充実した内容になるように編集会議等を行う。
- (2) 情報収集及び発信
 - ア 日調連等から収集した情報を澤標ネットを通じて会員へタイムリーに告知する。
 - イ ホームページの新着情報・会員情報等を随時掲載し、充実したものにする。
 - ウ 行政機関や関連団体、支部等が実施する広報活動事業への参加・協力をを行い、情報収集に努める。
 - (ア) 国土地理院近畿地方測量部・（一社）大阪府測量設計業協会との主催・共催事業「測量の日」記念フェアに協力する。
 - (イ) 大阪市マンション管理支援機構常任委

員会等への会議に出席し、情報交換を行う。

(ウ) 支部が参加する地域のイベント等に制度PRの協力を行う。

エ 地下鉄「谷町四丁目」駅の看板広告を継続的に掲載する。

2. 地図に関する調査及び研究に関する事項

大阪法務局の地図混乱地域の調査に継続して協力する。

3. 公共基準点及び認定登記基準点に関する事項

(1) 街区基準点使用包括承認の締結更新と各市町村への使用報告書提出の周知徹底を図る。

(2) 認定登記基準点の申請への対応を行う。

4. 公共用地境界確認に関する調査及び研究に関する事項

(1) 公共用地境界確定業務に関する情報収集及び各支部が行う関係機関との協議会の開催を助成する。

(2) 関係官公庁との意見交換会を開催する。

5. 公嘱協会に対する助言に関する事項

各公嘱協会に対する助言・連絡を行う。

6. その他公共、公益に関わる事業の推進に関する事項

(1) 登記相談の実施

ア 大阪法務局で開催している毎週水曜日の無料登記相談会に相談員を派遣する。

イ 近畿管区行政評価局主催の「一日合同行政相談所」に相談員を派遣する。

(2) 地籍整備事業への対応

地籍問題研究会等に参加し、関係各省との連携を深め、積極的に情報収集を行うとともに、土地家屋調査士が地籍整備に関わっていくことの大切さをPRしていく。

7. 所掌する委員会に関する事項

(1) 資料センター運営委員会

委員を派遣し、事務処理等を支援する。委員会との意見調整を行う。

(2) 産学交流学術研究委員会

委員を派遣し、事務処理等を支援する。委員会との意見調整を行う。

(3) 災害・空家等対策委員会

委員を派遣し、事務処理等を支援する。委員会との意見調整を行う。

(4) 地籍整備促進委員会

委員を派遣し、事務処理等を支援する。委員会との意見調整を行う。

8. その他

日調連、近畿ブロック協議会、各部・各委員会、他士業団体及び政治連盟等との連携に努める。



令和3年度 大阪会の寄付講座事情

例年、初めて寄付講座の講師をご担当いただきました先生方に、初めての感想文をこちらで紹介させていただいております。しかし残念ながら、本当に残念ながら今年は初めて講師をされる先生がいっしょになかったのも、感想文がございません！「あー、今年の会報誌には何を載せるのかな～」と思っていたら、中島部長より「玉置、寄付講座担当してんねんから、会報誌の担当はお前でええよな？」と、「はい。大丈夫（何が？）です！」何の不思議も（抵抗も）ない流れで、今年の寄付講座の紹介を担当させていただくことになりました。「担当している誰かに記事お願いしてもええから」と中島部長。「了解しました！」と返事をしたものの、「いやいや、誰にお願いすんねん、無理やん」、と思い責任を持って記事を担当させていただきます。

産学委員をご担当されている杉田リポーター、いや杉田直木賞作家、いやいや杉田パティシエ、いやいやいや杉田フェラーリオーナー、いやいやいやいや（しつこくてすいません。）杉田育香先生からご報告されておりますので、詳細は皆様ご存じだと思いますが、最初に現在大阪会がおこなっております寄付講座について簡単にご紹介させていただきます。現在大阪会が寄付講座を行っている大学は、大阪工業大学、近畿大学、そして大阪大学となります。近畿ブロックでは立命館大学にて講義を行っております。今年度前期の講義については全ての大学で無事終了しております。詳細なスケジュールと担当は下記の通りとなります。

■近畿大学

(毎週水曜日3時限目 13:15～14:45)

回数	日程	内 容	担当講師
1	4/7	ガイダンス／表示の登記（総論）・民法	正井 利明
2	4/14	表示の登記に関する調査・調査士の日常業務	湖崎 勇次
3	4/21	建物に関する表示の登記Ⅰ	黒田 成宣
4	5/12	建物に関する表示の登記Ⅱ	京谷 智弘
5	5/19	建物に関する表示の登記Ⅲ	森留 禎雄
6	5/26	土地に関する表示の登記Ⅰ	玉置 直矢
7	6/2	土地に関する表示の登記Ⅱ	藤野 充
8	6/9	測量の基礎	和田 康邦
9	6/16	測量の実習	吉田 孝信
10	6/23	災害における土地家屋調査士の役割	中山 武彦
11	6/30	土地制度の歴史的沿革（明治以降）	小澤 貞之
12	7/7	境界に関する理論と実務	松内 正樹
13	7/14	境界紛争発生メカニズム	松内 正樹
14	7/21	境界紛争の解決手段	三谷 善樹
15	7/28	表示登記制度と土地家屋調査士（まとめ）	阪本 征仁

回 数	日 程	内 容 (題目／講義内容)	担当講師
1	4/9	不動産登記制度の歴史と概要 (ガイダンスを含む)	正井 利明
2	4/16	土地の調査実務 (資料調査編)	正井 利明
3	4/23	土地の調査実務 (現地調査編)	神前 泰幸
4	4/30	土地の登記実務	神前 泰幸
5	5/7	建物の調査実務 (建物の認定)	安部 眞三
6	5/14	建物の登記実務	安部 眞三
7	5/21	区分建物の調査実務 (区分建物の法律構成)	浅井 敬
8	5/28	区分建物の登記実務	浅井 敬
9	6/4	公図の沿革 (公図はいかにして生まれ現在に至るか)	中島 幸広
10	6/11	境界論 (筆界、所有権界、占有界、公物管理界の違いについて)	中島 幸広
11	6/18	測量図面の沿革 (測量図面の歴史的な役割の変遷)	神前 泰幸
12	6/25	境界紛争の発生原因 (所有権界と筆界 なぜ境界紛争は起こるのか)	井畑 正敏
13	7/2	境界紛争の解決方法 1 (筆界特定制度、土地境界問題ADR、訴訟、民事調停)	井畑 正敏
14	7/9	境界紛争の解決方法 2 (境界紛争への対応…初動、調査、解決方法の選択)	山脇 優子
15	7/16	境界紛争の解決方法 3 (土地境界問題ADR…ロールプレイ)	山脇 優子



回数	日程	内 容	担当講師	所属会
1	4/9	ガイダンス ～マンガでわかる土地家屋調査士のしごと～	正井 利明	大阪会
2	4/16	国家基盤たる「表示の登記」の調査実務 ～法務局へ行ってみよう!登記簿の編成、登記情報の見方～	三田村 和幸	京都会
3	4/23	日本の土地制度の歴史的沿革① ～境界はいつからどのようにできたのか～	西村 和洋	滋賀会
4	4/30	日本の土地制度の歴史的沿革② ～土地とは一体なんだろう?～	部屋 昇壮	兵庫会
5	5/7	土地に関する表示の登記 ～その実務と実際～	岩田 勝範	滋賀会
6	5/14	境界論 ～公法上・私法上の境界、占有境界、登記との関係～	平塚 泉	京都会
7	5/21	基盤情報の一つである地図とは ～地籍調査、不動産登記法14条の地図～	熊内 智哉	京都会
8	5/28	地籍整備に必要な測量に関する理論と実務 ～これでバッチリ、登記所に備える図面の見方～	片岡 聖佳	和歌山会
9	6/4	建物に関する表示の登記（普通建物） ～登記できる建物の認定 これ建物なのですか?～	井本 秀典	兵庫会
10	6/11	建物に関する表示の登記（区分建物） ～今住んでいるマンションは一体だれのもの～	正井 利明	大阪会
11	6/18	まちづくりにかかせない不動産に関連する各種の法律 ～各種法律からみる不動産取引の実務～	鳶村 拓滋	和歌山会
12	6/25	立命館大学の不動産 ～私たちの大学の不動産を考えてみよう～	正井 利明	大阪会
13	7/2	境界紛争発生メカニズム ～境界紛争を未然に防げ～	長村 護	奈良会
14	7/9	境界紛争の解決手段 ～境界紛争解決における土地家屋調査士の役割～	長村 護	奈良会
15	7/16	不動産における諸問題と土地家屋調査士 ～現代社会と登記制度～	中山 敬一	兵庫会

コロナ禍の世の中となり約2年がたち、各大学の講義様式も変わってきております。大阪工業大学では対面講義、近畿大学は動画配信講義、大阪大学では対面講義とライブ配信による二刀流（ハイブリッド?）での講義を行ってきました。各大学と各産学委員の皆様が感染対策とベストな講義方法について議論に議論を重ねた結果、講義を行っております。産学委員の皆様、本当にありがとうございます！

私が担当しています近畿大学は、受講者は200名弱で前年度と同様、動画配信による講義を行いました。昨年度と同じ講義を担当しましたので、動画は一部修正を行い配信しました。2回目とはいえ、動画配信による講義は一方的に伝えるだけで相手側のリアクションも分からないし、何より達成感（緊張感?）があまりないので、やはり対面講義がやりたいと思いました。私が学生の頃は対面講義が当たり前でしたし、それ以外の講義方法もなかったので、当たり前と思っていました。しかし現在の学生は、いつでもどこでもあらゆる動画が視聴できる環境で生活されていますので、学生目線で考えた場合、はたしてどちらがベストなのかは正直分かりません。次年

度以降、コロナ禍が収まって、講義が対面で行われるのか、それともライブ配信のようになるのか、講義を担当する我々講師も柔軟に対応していく必要があると感じています。講師やってみようかなっと思ってはいたけど大変そうやな〜と感じた先生方!安心して下さい!産学委員の皆様を中心に各講師の先生方のバックアップがございますので、心配無用です!昨今の学生事情（学生のやる気も）も感じられ、「大変さ≒楽しさ」となる（はず）です!我こそは、という先生がいらっしゃいましたら、是非お気軽に事務局にお問い合わせ下さい。

学生事情といえば、先日近畿大学の期末レポートにて、若者の柔軟な発想を知りたくて「調査士の知名度向上にはどうしたら良いか?」という問題を出題しました。皆さん非常に一生懸命考えて下さって、様々なご意見をいただきました。ここでは紹介できませんが、また何かの形で社会事業部として紹介できればと考えております。引き続き、皆様の温かいご支援を宜しくお願い致します。

（社会事業部理事・玉置直矢）



期末レポート採点会議（ハイブリッドで!!）

オンライン研修 令和3年度 本支部役委員合同研修会

令和3年7月30日金曜日13時30分より本支部役委員合同研修会が開催されました。今年の研修会はコロナ禍での開催であったため、例年とは異なり会場に集まったの研修会ではなく、Zoom ウェビナーを利用したオンライン研修の形式で行われました。

令和3年度本支部役委員合同研修会は森次業務研修部副部長の司会により進められ、まず始めに松島副会長から開会の辞および研修の主旨説明がなされました。

続いて中林会長から、挨拶および、本会、支部、委員会のそれぞれの役割について講演していただき、本年度より本会理事、支部役員となる会員の皆さんに対して2年間の会務運営への期待の言葉を述べられました。

次に能勢専務理事より「土地家屋調査士業務における危機管理・リスクマネジメントについて～綱紀案件を起こさないために～」と題しての講演がなされました。

始めに猛威を振るう新型コロナ禍についての思いを述べられ、続いて危機管理とリスクマネジメント



の違い、またそれぞれについての詳細な説明がなされました。さらに知識より意識、一歩踏み込んだ行動を取るためにどうすればよいか、気づきや予知能力の磨き方といった具体的な内容をお話しされ、綱紀案件を起こさないためにはどのような行動を取るべきであるかといった事柄をお話しされました。

休憩をはさみ14時20分より大阪土地家屋調査士政治連盟 松本幹事長より「政治連盟の役割」についての講演がなされました。始めに大阪土地家屋調査士政治連盟の主な活動状況の報告、主な成果、今後の活動方針などのお話と共に、大阪土地家屋調査士政治連盟の重要さや必要性について語られました。

続いて大阪弁護士会 弁護士 宮崎誠司様より「本会・支部役委員の義務と責任」と題した講演がなされました。弁護士という立場からの鋭い目線にて、義務と責任について、法的な枠組みで考えてみる、会則を読んでみる、法人としての調査士会および個人としての役委員の法的責任が問われる時などについて、それぞれの詳しい内容を具体的な事例を交えながら講演されました。

結びに土地家屋調査士法第一条（土地家屋調査士の使命）、第二条（職責）に立ち返り、独断専行を避け、協議を尽くした決定をしている限り、会およ



森次業務研修部副部長



中林会長



能勢専務理事



政治連盟 松本幹事長



大阪弁護士会 宮崎誠司弁護士

び役委員個人の法的責任が生じる可能性は極めて低いこととなるでしょうと述べられました。

小休憩をはさみ15時55分より日本土地家屋調査士会連合会 岡田会長から会長室より Zoomにて「本支部役委員に向けて」の講演がなされました。日本土地家屋調査士会連合会が、全国の単位会、そして会員一人一人を支えるので、土地家屋調査士の未来の為に皆で頑張りましょうと述べられました。



松島副会長

最後に閉会の辞を松島副会長が述べられ本支部役委員合同研修会が閉会しました。



日本土地家屋調査士会連合会 岡田会長

(社会事業部理事・田中秀典／小林俊彦)



あなたの
挑戦のそばに
三井住友海上は
いつもいます。



安心のゴールキーパー



クルマの保険 すまいの保険 ケガの保険



立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上
www.ms-ins.com



MS&AD インシュアランスグループはサッカー日本代表を応援しています。 ©2016 adidas Japan K.K., adidas, the 3-Bars logo and the 3-Stripes mark are trademarks of the adidas Group.



大阪土地家屋調査士会テニス同好会は、約30年近く活動を続けています。

発端は、ず〜っと以前、堺支部の高橋幹雄さんがテニス同好会のような活動をされていたようですが、休眠状態となっていたようで、それを、(旧)西支部の尾田正己さんが主になって、(旧)西支部の有志の方々と一緒に復活させました。

当初は、(旧)西支部の会員、補助者、ご家族の方々とされていたようですが、だんだん人が増えていったようです。

私も、発足早々から参加させて頂いていますが、その当時から、毎月第4土曜日の13時～17時迄例会を開催していたように思います。

最初の頃は、大正区のマリンスポーツ北村で開催していましたが、その後ご縁があって、西成区のエル・エスト・スポーツ倶楽部をメインコートとして活動をしていました。

上手な方だけが参加出来るのではなく、色んなレベルの人が楽しんで試合に参加出来、テニスをされている人なら誰でも楽しく参加出来るような大会を開催したいと企画しました。

1チーム6人(男性5人、女性1人)でエントリーをして、組み合わせは、同じようなレベルの人達が対戦出来るよう、ある程度同好会で振り分けて、皆が楽しめるようにしました。

試合は、グループリーグ方式で、勝っても負けても1人4試合は参加出来るようになっています。

当時の加藤秀治会長に、このテニス大会のことをお話させて頂いたところ、「広報活動におおいに役立つ」とのことで、ご賛同して頂き、トロフィーと副賞をご用意して頂けることになりました。

協同組合、政治連盟も同じように、トロフィーと副賞をご用意して頂けることになりました。

そして、何より有り難かったのは、毎回、表彰式には本会会長、協同組合理事長、政治連盟会長にお越し頂き、大阪土地家屋調査士会会長賞、大阪土地家屋調査士協同組合理事長賞、大阪土地家屋調査士政治連盟会長賞のトロフィーと副賞を手渡しして下さったことです。

大会に参加された皆さんにも、本格的な大会であると感じてもらい、大変価値ある表彰式であったと思います。

本当に、お忙しい中お時間を作って頂き、ありがとうございます。

多分、お越し頂いた会長、理事長は、皆さんの楽しそうなお顔や姿をご覧になって、「これからも続けさせてあげたいなっ!」と思われたことと思います。(私の勝手な解釈ですが…)

そんな楽しい大会ですが、メインコートとしていたエル・エスト・スポーツ倶楽部が閉館されるということで、10年続きました大会もそこでSTOPすることになりました。

大会を開催するには、6コートを9時～17時迄使用するため、他の場所では費用面で開催が難しくなり、やむなく中断することになりました。

エル・エスト・スポーツ倶楽部様には、多大なご協力を賜り、それがなければ、このような大きな大会は開催出来ていなかったと思います。

私達テニス同好会会員一同、非常に感謝しております。本当にありがとうございます。

私達同好会のメンバーも楽しみにしていましたが、また機会があれば開催したいと思います。(だから、中断と記載しましたが…) 難しいことだろうなぁ〜と思います。

その後は、色々なコートで例会を開催していましたが、浜寺公園のコートに定着致しました。

今年は例会開催が、雨やコロナのため3回中止になりました。

でも、皆、コロナに負けず、明るく元気にテニスを楽しんでいます。

これからも、テニス同好会をよろしくお願いしま〜す。

テニス同好会は、毎月第4土曜日13時～17時迄浜寺公園南コートにて例会を開催しています。

色々楽しい行事もありますので、少しでも興味のある方は是非一度参加してみませんか?

【テニス同好会 代表幹事】

北支部 佐々木志展

TEL 06-6225-5885

日程、開催場所は変更することもありますので、
左記幹事にご確認をお願いします。



2021年（令和3年）6月19日、私達テニス同好会の大先輩である元北支部会員の高杉昭規さんがお亡くなりになりました。

テニス大会にも元気にご参加して頂いていました。

ご高齢の高杉先輩には、混合ダブルスの女性のポジションでご参加をして頂いていました。

司法書士会ペアー優勢で行われていた試合ですが、突然、高杉先輩に「神風」が吹いたのか、取れそうにないボールを返したことから形勢逆転し、高杉ペアーが栄光の勝利を手にするようになりました。

その時、お年は80歳を超えていらっしゃると思いますが（個人情報漏洩?）まさかの勝利（失礼!）に私達はもちろん、ご本人もビックリされていました。

その後の打ち上げでは、何時もの常温の赤ワインを、何時もより最高の笑顔で楽しまれ、超ご機嫌な様子でした。

この世紀の戦いは、今も、テニス同好会での飲み会で話題（酒の肴?）になるほど凄いことだったのです。

2012年12月15日の忘年会に参加されたのが、私達がお会いした最後でした。

ここでもニコニコされているのが印象的です。

テニス同好会メンバー一同、高杉先輩のご冥福を心よりお祈り致しております。

（テニス同好会広報担当・彦坂浩子）



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部改正

令和3年7月6日（火）第3回理事会で戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程が改正され、それぞれの期日から施行となっております。

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1章 総 則 （目 的） 第1条 （略） （職務上請求書） 第2条 （略） 第2章 土地家屋調査士の責務 第1節 使用上の責務 （職務上請求書の使用） 第3条 本会の会員（以下「会員」という。）は、職務上必要な戸籍謄本の交付等の請求をするときは、前条第1項に規定する職務上請求書を使用しなければならない。 2. <u>職務上請求書を保有している会員は、事務所に職務上請求書使用簿（別紙第2号様式）を備えなければならない。</u> （使用上の責務） 第4条 （略） （使用の制限） 第5条 （略） （様式変更前の職務上請求書の取扱い） 第6条 会員は、職務上請求書の様式に変更があった場合において様式変更前の職務上請求書を保有しているときは、職務上請求書使用簿の備考欄に「様式変更のため使用不可」である旨を記載し、様式変更前の未使用の職務上請求書を裁断するなど、再生不可能な状態にして廃棄しなければならない。 2. 会員は、前項の規定により職務上請求書を廃棄したときは、職務上請求書控綴込帳を提示するとともに、職務上請求書使用簿の写しを	第1章 総 則 （目 的） 第1条 （同左） （職務上請求書） 第2条 （同左） 第2章 土地家屋調査士の責務 第1節 使用上の責務 （職務上請求書の使用） 第3条 本会の会員である調査士（以下「会員」という。）は、職務上必要な戸籍謄本の交付等の請求をするときは、前条第1項に規定する職務上請求書を使用しなければならない。 2. <u>会員は、事務所に職務上請求書使用簿（別紙2号様式）を備えなければならない。</u> （使用上の責務） 第4条 （同左） （使用の制限） 第5条 （同左） （様式変更前の職務上請求書の取扱い） 第6条 会員は、職務上請求書の様式に変更があった場合において様式変更前の職務上請求書を保有しているときは、職務上請求書使用簿の備考欄に「様式の変更のため使用不可」である旨を記載し、様式変更前の職務上請求書を裁断するなど、再生不可能な状態にして廃棄しなければならない。 2. （同左）

改 正 後	改 正 前
本会に提出しなければならない。 (職務上請求書の使用者の制限) 第7条 会員は、当該会員の補助者（土地家屋調査士法施行規則第23条第1項に規定する補助者をいう。以下同じ。）以外の者に職務上請求書を使用させてはならない。 また、法第35条の2に規定する調査士法人の社員（以下「代表権を有する社員」という。）は当該法人の代表権を有しない社員及び使用人である調査士（以下「使用人調査士」という。）以外の者に職務上請求書を使用させてはならない。 (会員証等の提示) 第8条 会員が職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口、本会が発行した会員証を提示しなければならない。 2. 会員は、補助者に職務上請求書を使用させて戸籍謄本の交付等の請求をさせるときは、市区町村の窓口、本会が発行した補助者証を提示させなければならない。 3. <u>調査士法人の代表権を有する社員は当該法人の代表権を有しない社員及び使用人調査士に職務上請求書を使用させて戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口、本会が発行した会員証を提示させなければならない。</u> (職務上請求書への記載) 第9条 （略） (戸籍謄本等の送付先) 第10条 （略） 第2節 職務上請求書の取扱い及び管理 (職務上請求書の購入) 第11条 会員は、職務上請求書を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書（別紙第3号様式。以下職務上請求書購入申込書という。）並びに誓約書（別紙第4号様式）に所定の事項を記入した上、職印を押印し本会に提出するとともに、会員証と職務上請求書	(職務上請求書の使用者の制限) 第7条 会員は、当該会員の補助者（土地家屋調査士法施行規則第23条第1項に規定する補助者をいう。以下同じ。）以外の者に職務上請求書を使用させてはならない。 (会員証等の提示) 第8条 会員が職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口、本会が発行した会員証を提示しなければならない。 2. 会員は、補助者に職務上請求書を使用させて戸籍謄本の交付等を請求をするときは、市区町村の窓口、本会が発行した補助者証を提示させなければならない。 (新設) (職務上請求書への記載) 第9条 （同左） (戸籍謄本等の送付先) 第10条 （同左） 第2節 職務上請求書の取扱い及び管理 (職務上請求書の購入) 第22条 会員は、職務上請求書を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書（別紙3号様式。以下職務上請求書購入申込書という。）並びに誓約書（別紙4号様式）に所定の事項を記入した上、職印を押印し本会に提出するとともに、会員証と職務上請求書控綴

改正後	改正前
控綴込帳を提示及び職務上請求書使用簿の写しを提出しなければならない。 2. 会員は使用中のものも含めて1冊を超えて職務上請求書綴込帳を保有することができない。 3. 会員は、職務上請求書購入の際に前回使用分の職務上請求書綴込帳に未使用分が数枚残っている場合は、未使用分の職務上請求書を裁断した上、頒布することとする。 その際、未使用分の費用は返還しない。 4. 本会は、会員から職務上請求書の購入の申込があったときは、会員証で本人の確認を行ったうえで、職務上請求書を頒布しなければならない。 5. 前4項の規定にかかわらず、会員の事務所が遠隔地等の理由で職務上請求書購入申込書の持参が困難な場合は、申込書、第13条に規定する誓約書及び職務上請求書控綴込帳、職務上請求書使用簿の写し並びに費用、送料を同封のうえ、配達記録付き郵便若しくは宅配便で購入の申込をすることができる。 6. 会員は、第1項に定める使用済みの職務上請求書控綴込帳の提示ができない場合は、その理由を明らかにした書面を提出しなければならない。なお、第5項の規定に基づく申込みにおいても同様とする。 7. 調査士法人の会員においては代表権を有する社員のみが職務上請求書を購入することができる。 なお、法人の使用人調査士が自己の職務の遂行のため、職務上請求書を購入する事を妨げない。 (研修の受講) 第12条 職務上請求書の購入を希望する会員は、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士年次研修実施要領第6条別紙1、2で定める戸籍謄本等職務上請求書の科目を受講しなければならない。 ただし、新規入会者又は会の変更、一時休会などの理由により、年次研修を受講する機会のなかった者はこの限りではない。 (誓約書)	込帳を提示及び職務上請求書使用簿の写しを提出しなければならない。 (旧第12条第4項から移動) 2. (同左) 3. (同左) 4. 前3項の規定にかかわらず、会員の事務所が遠隔地等の理由で職務上請求書購入申込書の持参が困難な場合は、申込書、第23条に規定する誓約書及び職務上請求書控綴込帳、職務上請求書使用簿の写し並びに費用、送料を同封のうえ、配達記録付き郵便若しくは宅配便で購入の申込をすることができる。 5. 会員は、第1項に定める使用済みの職務上請求書控綴込帳の提示ができない場合は、その理由を明らかにした書面を提出しなければならない。 (新設) (新設) (誓約書)

改 正 後	改 正 前
第13条 第11条の規定に基づき会員は、職務上請求書の購入の申込をするときは、誓約書（別紙第4号様式）を提出しなければならない。 （譲渡等の禁止） 第14条 会員は、職務上請求書を何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。 （適正な管理） 第15条 会員は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するため、自ら適正に管理しなければならない。 2. 会員は、職務上請求書を携行するときは、身体から離さず所持することとし、鞆等に入れたまま車中に放置するなどしてはならない。 3. <u>会員は、第7条の規定に基づき当該会員の管理に属する職務上請求書を用いて行った行為について、その責任を負わなければならない。</u> 4. <u>（第11条第2項に移動）</u> 4. 会員は、職務上請求書控えのみとなった職務上請求書綴込帳（以下「職務上請求書控綴込帳」という。）は<u>7年間</u>保管しなければならない。 （職務上請求書使用簿への記録） 第16条 会員は、本会から職務上請求書を購入したときは、職務上請求書使用簿の用紙番号欄に用紙番号を記載しなければならない。 2. 会員は、職務上請求書を使用したときは、職務上請求書使用簿に必要な事項を記載しなければならない。 （報告及び届出義務） 第17条 会員は、職務上請求書の盗難又は紛失の事実を知ったときは、速やかに、その旨を本会に報告するとともに、盗難又は紛失の発生場所を管轄する警察署に盗難届出書又は遺失物届出書を提出しなければならない。 2. 会員は、自己が保有する職務上請求書が第三者により使用されたことを知ったとき、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を本会に報告しなければならない。 3. 会員は、前2項に規定する報告をした場合は、その旨を職務上請求書使用簿の備考欄に記載	第23条 <u>会員は、職務上請求書の購入の申込みをするときは、誓約書（別紙第4号様式）を提出しなければならない。</u> （譲渡等の禁止） 第11条 （同左） （適正な管理） 第12条 （同左） 2. （同左） 3. <u>会員は、補助者が当該会員の管理に属する職務上請求書を用いて行った行為については、その責任を負わなければならない。</u> 4. 会員は使用中のものも含めて1冊を超えて職務上請求書綴込帳を保有することができない。 5. <u>職務上請求書のすべてを使用し、職務上請求書控えのみとなった職務上請求書綴込帳（以下「職務上請求書控綴込帳」という。）は3年間</u>保管しなければならない。 （職務上請求書使用簿への記録） 第13条 （同左） 2. （同左） （報告及び届出義務） 第14条 （同左） 2. （同左） 3. （同左）

改 正 後	改 正 前
しなければならない。 4. 会員は第1項の規定により報告した職務上請求書を発見した場合でも、以後使用してはならない。 (職務上請求書綴込帳の提出) 第18条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出しなければならない。この場合には、職務上請求書使用簿の備考欄にその旨を記載しなければならない。 (1) 法第15条第1項の規定により調査士の登録が取り消されたとき。 (2) 法第42条第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。 (3) <u>第28条</u>の規定により職務上請求書の頒布及び使用の禁止の処分を受けたとき。 (4) 本会を退会（所属する調査士会の変更に伴う退会を含む。）したとき。 (5) <u>代表権を有する社員が調査士法人を脱退したとき。</u> (6) <u>調査士法人の社員が代表権を有しなくなったとき。</u> (7) <u>法第39条の規定により調査士法人が清算終了したとき。</u> (8) <u>法第40条の規定により調査士法人が消滅したとき。</u> (9) <u>法第43条第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。</u> 2. 会員は職務上請求書を当分使用しなくなったと見込まれるときは、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出することができる。 第19条 会長は、前条の規定に該当する会員又は会員であった者が、<u>また調査士法人においては代表権を有する社員であった者が、職務上請求書綴込帳を提出しないときは、その者に対して提出を求めなければならない。</u> 2. 会長は、会員が死亡した場合には、死亡した会員の親族等に対し、死亡した会員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。この場合、所在不明等の	(新設) (職務上請求書綴込帳の提出) 第15条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出しなければならない。この場合には、職務上請求書使用簿の備考欄にその旨を記載しなければならない。 (1) 法第15条第1項の規定により調査士の登録が取り消されたとき。 (2) 法第42条第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。 (3) <u>第27条</u>の規定により職務上請求書の頒布及び使用の禁止の処分を受けたとき。 (4) 本会を退会（所属する調査士会の変更に伴う退会を含む。）したとき。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 第16条 会長は、前条の規定に該当する会員又は会員であった者が、職務上請求書綴込帳を提出しないときは、その者に対して提出を求めなければならない。 2. (同左)

改正後	改正前
理由により提出できない場合又は提出された職務上請求書綴込帳に不足がある場合は、当該親族等に対し、更に探索したうえで、提出するよう求めなければならない。 3. <u>会長は、法人の会員において代表権を有する社員が死亡してもなおその法人が存続する場合で死亡した社員以外に代表権を有する社員がいる場合、又は新たに代表権を有する社員となるものがある場合には、その者に死亡した社員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。</u> 4. <u>社員が一人である調査士法人が法第39条第7号の規定により解散した場合、会長は、調査士法人の清算人に死亡した社員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。</u> (提出された職務上請求書綴込帳の取扱い) 第20条 本会は、<u>第18条の規定により提出された職務上請求書綴込帳が未使用であった場合には、これを裁断処理しなければならない。</u> 2. 本会は、提出された職務上請求書綴込帳が、使用中のものであった場合には、未使用の職務上請求書のみを裁断処理した後、職務上請求書控綴込帳として当該会員又はその親族等に返却しなければならない。 3. 本会は、前2項の規定により裁断処理したときは、その旨を職務上請求書管理台帳に記載しなければならない。 4. 本会は、提出された職務上請求書の頒布費用は返金しない。 (盗難等の報告及び未提出の取扱い) 第21条 会長は、<u>第17条第1項若しくは第2項の規定による報告を受けたとき又は第19条の規定により提出を求めた職務上請求書綴込帳が提出されない場合は、速やかに、その旨を次に掲げる関係機関に報告しなければならない。</u>会員が職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の交付を受けたと認められるとき及び職務上請求書を不正に第三者に譲り渡したと認められるときも同様とする。 (1) 日本土地家屋調査士会連合会	(新設) (新設) (提出された職務上請求書綴込帳の取扱い) 第17条 本会は、<u>第15条の規定により提出された職務上請求書綴込帳が未使用であった場合にはこれを裁断処理しなければならない。</u> 2. 本会は、提出された職務上請求書綴込帳が使用中のものであった場合には、未使用の職務上請求書のみを裁断処理した後、職務上請求書綴込帳として当該会員又はその親族等に返却しなければならない。 3. (同左) 4. (同左) (盗難等の報告及び未提出の取扱い) 第18条 会長は、<u>第14条第1項若しくは第2項の規定による報告を受けたときは又は第16条の規定により提出を求めた職務上請求書綴込帳が提出されない場合において、未使用の職務上請求書があることを知ったときは、速やかに、その旨を次に掲げる関係機関に報告しなければならない。</u>会員が職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の交付を受けたと認められるとき及び職務上請求書を不正に第三者に譲り渡したと認められるときも同様とする

改 正 後	改 正 前
(2) 本会を管轄する法務局又は地方法務局 (戸籍謄本等の取扱い) 第22条 会員は、職務上請求書を使用して交付を受けた戸籍謄本、住民票の写し等を特段の注意をもって取り扱うこととし、職務上必要となる場合を除き、何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。 第3章 職務上請求書の印刷及び頒布の管理 (職務上請求書の印刷) 第23条 本会において職務上請求書を印刷する場合には、連合会が定める様式により朱色で印刷しなければならない。 2. 前項の印刷は、連合会に委託することができる。 (本会の管理) 第24条 本会は、職務上請求書管理台帳に、職務上請求書の印刷、頒布及び在庫に関する事項を記載しなければならない。 2. 本会は、毎年3月末日現在において、連合会にその年度内における職務上請求書綴込帳の印刷冊数、頒布冊数及び在庫数を報告しなければならない。 第22条 (第11条に移動)	る。 (1) 日本土地家屋調査士会連合会 (2) 本会を管轄する法務局又は地方法務局 (戸籍謄本等の取扱い) 第19条 (同左) 第3章 職務上請求書の印刷及び頒布の管理 (職務上請求書の印刷) 第20条 (同左) 2. (同左) (本会の管理) 第21条 (同左) 2. (同左) (職務上請求書の購入) 第22条 会員は、職務上請求書を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書(別紙3号様式。以下職務上請求書購入申込書という。)並びに誓約書(別紙4号様式)に所定の事項を記入した上、職印を押印し本会に提出するとともに、会員証と職務上請求書控綴込帳を提示及び職務上請求書使用簿の写しを提出しなければならない。 2. 会員は、職務上請求書購入の際に前回使用分の職務上請求書綴込帳に未使用分が数枚残っている場合は、未使用分の職務上請求書を裁断した上、頒布することとする。 その際、未使用分の費用は返還しない。 3. 本会は、会員から職務上請求書の購入の申込

改 正 後	改 正 前
<u>第23条</u> (第13条に移動) (守秘義務) <u>第25条</u> 会員の職務上請求書の取扱いについて 情報を知り得た者は、その情報を他に漏らし てはならない。 第 4 章 職務上請求書に関する啓発 (規程の周知徹底) <u>第26条</u> 本会は、会報及び滯標ネットに本規程 を掲載し、職務上請求書の適正な管理及び使 用を図るとともに、研修会等で会員に対し本 規程の周知徹底に努めなければならない。 第 5 章 責務違反等に対する措置 (責務違反者への措置) <u>第27条</u> 会長は、会員が第 3 条から第18条まで 及び第22条の規定に違反し、又は違反するお それがあると認めるときは、当該会員に対し、 会則第112条の規定による指導又は会則第113	があったときは、会員証で本人の確認を行っ たうえで、職務上請求書を頒布しなければな らない。 4. 前 3 項の規定にかかわらず、会員の事務局が 遠隔地等の理由で職務上請求書購入申込書の 持参が困難な場合は、申込書、第23条に規定 する誓約書及び職務上請求書控綴込帳、職務 上請求書使用簿の写し並びに費用、送料を同 封のうえ、配達記録付き郵便若しくは宅配便 で購入の申込をすることができる。 5. 会員は、第 1 項に定める使用済みの職務上請 求書控綴込帳の提示ができない場合は、その 理由を明らかにした書面を提出しなければな らない。 (誓約書) <u>第23条</u> 会員は、職務上請求書の購入の申込を するときは、誓約書（別紙第 4 号様式）を提 出しなければならない。 (守秘義務) <u>第24条</u> 本会の役員及び役員であった者並びに 事務局の職員及び事務局の職員であった者は、 会員の職務上請求書の取扱いに関して知り得 た情報について、当該会員の職務上の秘密及 び権利を不当に侵害することがないよう、特 段の注意を払わなければならない。 第 4 章 職務上請求書に関する啓発 (規程の周知徹底) <u>第25条</u> (同左) 第 5 章 責務違反等に対する措置 (責務違反者への措置) <u>第26条</u> 会長は、会員が第 3 条から第15条まで 及び第19条の規定に違反し、又は違反するお それがあると認めるときは、当該会員に対し、 会則第112条の規定による指導又は会則第113

改 正 後	改 正 前
条の規定による注意又は勧告をすることができる。 (頒布及び使用の禁止) 第28条 会長は、前条の規定による指導若しくは注意又は勧告を受けた会員に対し、次に掲げる期間、職務上請求書の頒布及びその使用を禁止しなければならない。 (1) 会則第112条の規定により指導を受けたときは、その日から<u>6ヶ月間以内</u> (2) 会則第113条の規定による注意又は勧告を受けたときは処分の確定した日から1年間 第6章 雑 則 (事務局職員への委任) 第29条 本会は、会長が指名した事務局職員に職務上請求書の頒布及び管理に関する事務を行わせることができる。 (規程に定めなき事項) 第30条 職務上請求書の取扱い及び管理に関して本規程に定めのない事項については、理事会の定めるところによる。 (規程の改廃) 第31条 この規程の改廃は、理事会の決議による。 附 則 (施行期日) 1. この規程第3条、第6条乃至第8条、第11条乃至第31条の改正は、<u>令和3年7月6日から施行する。ただし、第12条については、令和8年4月1日から施行する。</u> (職務上請求書控綴込帳の保存期間についての経過措置) 2. 第15条第4項における職務上請求書控綴込帳の保存については、<u>施行日を基準として3年を経過したものは適用しない。</u>	条の規定による注意又は勧告をすることができる。 (頒布及び使用の禁止) 第27条 会長は、前条の規定による指導若しくは注意又は勧告を受けた会員に対し、次に掲げる期間、職務上請求書の頒布及びその使用を禁止しなければならない。 (1) 会則第112条の規定により指導を受けたときは、その日から6ヶ月間 (2) 会則第113条の規定による注意又は勧告を受けたときは処分の確定した日から1年間 第6章 雑 則 (事務局職員への委任) 第28条 (同左) (規程に定めなき事項) 第29条 (同左) (規程の改廃) 第30条 (同左)

懲戒処分事例

処 分

土地家屋調査士法第42条第2号
業務停止1年

事務所 大阪市東住吉区田辺六丁目11番26号
土地家屋調査士 池上 良信

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

令和3年7月12日から1年間の業務の停止に処する。

理 由

第1 事実の概要

本件は、土地家屋調査士池上良信（以下「被処分者」という。）が、伊法務局口支局令和2年2月26日受付第○号によるA市B町三丁目470番6の土地（以下「甲土地」という。）の地積更正の登記の申請書に添付した甲土地と同所480番の土地との筆界確認書・土地所在位置確認書（以下「筆界確認書」という。）について、同所480番の土地の所有者である乙株式会社（以下「申出人」という。）が筆界確認に立ち会っていないにもかかわらず、筆界確認書に申出人が現地において立会いを行ったとの虚偽の事実を記載し、かつ、申出人の承諾を得ずに、申出人の本店の所在地、商号及び代表取締役氏名を記載し、「乙株式会社」の印を押印し、申出人の作成名義に係る筆界確認書を偽造したとして、令和2年6月2日、申出人から伊法務局長に対して懲戒の申出がされた事案である。

また、被処分者が、伊法務局口支局令和2年2月26日受付第○号及び同局同日受付第○号

による各地積更正の登記（以下「本件各登記」という。）について、隣接地所有者の立会い及び署名押印を得ることなく、その署名押印を偽造等して作成した各筆界確認書を参考資料として添付し、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第93条ただし書の規定による調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）に虚偽の事実を記載したとして、令和2年6月10日、伊法務局口支局登記官から伊法務局長に対して報告がされた事案である。

第2 認定事実

伊法務局の調査、大阪土地家屋調査士会の報告及び被処分者の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、昭和○年○月○日、土地家屋調査士となる資格を取得し、昭和○年○月○日付け登録番号大阪第○号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同月10日、大阪土地家屋調査士会に入会し、土地家屋調査士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分者は、令和2年2月15日、甲土地及びA市C町470番18の土地（以下「乙土地」という。）の所有者である丙から、本件各登記について依頼を受け、これを受任した。
- 3 被処分者の補助者丁に対し、上記事件を取り扱わせしたが、補助者丁は、以下の行為に及んだ。

補助者丁は、令和元年11月又は12月頃、甲土地及び乙土地に隣接するA市B町三丁目470番4、470番15、470番23、479番、480番及びA市C町470番20の土地（以下、これらの各土地を合わせて「本件各隣接地」ともいう。）との筆界について、以下の(1)から(5)までのとおり、丙と本件各隣接地の各所有者との間の各筆界確認書（以下「本件各筆界確認書」という。）を偽造し、その全てについて、土地家屋調査士としての被処分者の氏名を記載し、被処分者の

職印を押印した。

なお、以下の(3)の戊及び同(5)の申出人は、現地で筆界の確認に立ち会っていない。

- (1) 丙と己（A市B町三丁目470番4、470番15の土地の所有者）との間の筆界確認書
己の住所及び氏名に係る自署部分を偽造し、「己の名字」の印を押印した。
 - (2) 丙と被相続人庚相続人代表辛（同所470番23の土地の所有者）との間の筆界確認書
被相続人庚相続人代表辛の住所及び氏名に係る自署部分を偽造し、「辛の名字」の印を押印した。
 - (3) 丙と戊（A市C町470番20の土地の所有者）との間の筆界確認書
戊の住所及び氏名に係る自署部分を偽造し、「戊の名字」の印を押印した。
 - (4) 丙と壬（A市B町三丁目479番の土地の所有者）との間の筆界確認書
壬の住所及び氏名に係る自署部分を偽造し、「壬の名字」の印を押印した。
 - (5) 丙と申出人（同所480番の土地の所有者）との間の筆界確認書
申出人の本店の所在地、商号及び代表取締役氏名を記載し、「乙株式会社」の印を押印した。
- 4 補助者丁は、本件各筆界確認書に基づき、本件各隣接地の各所有者が現地確認し、筆界を確認した旨の虚偽の内容を記載した令和2年2月13日付け本件調査報告書を作成し、土地家屋調査士としての被処分者の氏名を記載し、被処分者の職印を押印した。
- 5 被処分者は、令和2年2月26日、本件各筆界確認書及び本件調査報告書について、その作成を全て補助者丁に任せ、かつ、その記載内容について確認しないまま、これを被処分者の作成した文書として承認し、丙の代理人として、イ法務局口支局に対して、本件各筆界確認書及び本件調査報告書を添付し、本件各登記を申請した。
- 6 イ法務局口支局登記官は、令和2年2月27日、本件各登記を実行した。

7 被処分者は、令和2年7月9日、本件について、大阪土地家屋調査士会会長から、同会会則第112条の規定に基づき指導を受けた。

8 被処分者は、本件各隣接地の各所有者に謝罪し、本件各登記の誤りを是正するため、改めて甲土地及び乙土地と本件各隣接地との境界確認を行い、新たな「筆界確認書・土地所在位置確認書」を作成し、これを添付書面とする甲土地に関するイ法務局口支局受付令和2年11月16日受付第〇号による分筆登記（申請代理人癸土地家屋調査士）に協力した。

第3 処分の量定等

1 上記第2の3、4及び5のとおり、被処分者は、土地家屋調査士の業務の中心部分である土地の筆界の確認、隣地所有者との立会い並びに本件各筆界確認書及び本件調査報告書の作成等を全て補助者丁に任せ、かつ、その内容の真実性や適正性を確認することなく、自己の行った業務として承認しているものであり、被処分者のこれらの行為は、土地家屋調査士の業務を補助者丁に取り扱わせたものといえるから、土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令53号）第22条（他人による業務取扱いの禁止）に違反するものである。

2 上記第2の3、4及び5のとおり、被処分者は、補助者丁の作成に係る虚偽の内容が記載された本件各筆界確認書及び本件調査報告書について、自己の作成に係る文書であることを承認し、本件各登記の添付書面としてイ法務局口支局に提出していることから、補助者の監督を怠るとともに、虚偽の調査結果を同支局に提出したものであり、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第2条（職責）、第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、第24条（会則の遵守義務）、大阪土地家屋調査士会会則第90条（品位の保持等）、第91条（会則等の遵守義務）及び第110条（補助者の使用責任）に違反するものである。

なお、上記第2の3の補助者丁の行為は、刑法（明治40年法律第45号）第159条第1項（私

文書偽造等)の規定に該当する行為である。

- 3 被処分者の以上の行為は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方(処分基準等)別表番号2「名義貸し又は他人による業務の取扱い」(自己の名義において、故意に他人に業務を行わせたもの)及び同表番号16「補助者の監督責任」(補助者の監督を怠り、本表の違反行為に該当し、又はこれに準ずる行為をしたもの)に該当し、各懲戒処分の量定は、それぞれ「2年以内の業務の停止又は業務の禁止」、「戒告又は1年以内の業務の停止」とされている。

処分基準等別表の違反行為に該当する行為が複数ある場合については、それぞれの違反行為について同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分が最も重いものを基準としつつ、複数の違反行為全体を勘案し、必要に応じてこれを加重するものとされている(処分基準等第2の3(5))ことから、本件においては、「名義貸し又は他人による業務の取扱い」の量定である「2年以内の業務の停止又は業務の禁止」が基準となる。そして、補助者丁の行為が刑法第159条第1項の規定に違反する極めて悪質な行為であり、被処分者は自らの業務を漫然と補助者丁に行わせ、適切な管理を怠って上記行為を招来せしめたもので、被処分者の責任は非常に重いものがあることを勘案すれば、業務の禁止又は相当程度長期の業務の停止とすることが相当である。

一方で、被処分者にはこれまでに懲戒処分歴がなく、また、上記第2の7のとおり、土地家屋調査士会による自治処分を受けている。加えて、上記第2の8のとおり、被処分者は反省の意を示し、本件各隣接地の各所有者に謝罪するとともに、本件各登記の誤りを是正するために改めて境界確認を行うなどして、癸土地家屋調査士による上記第2の8の分筆登記に協力しているものと認められる。そして、同分筆登記の完了によって、本件各登記によって生じた不実の登記は是正されており、本件違反行為によって本件各隣接地の各所有者に生じた経済的損失等は回復したものと認められる。これらの事情は、懲戒処分の量定を軽減することが相当な情状であると認められる。

以上の諸事情を総合すれば、被処分者については、業務の禁止を選択するまでには至らず、相当程度長期の業務の停止が相当であるが、その期間は、1年間とすることが相当である。

- 5 よって、土地家屋調査士法第42条第2号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和3年6月2日 法務大臣

大阪土地家屋調査士政治連盟だより

政治連盟は会員の皆さまの未来を築きます

会長 加藤 幸男

大調政連は平成13年5月23日に創設され本年度20年の歴史を積み重ねてまいりました。その間、過去の役員の皆さまの多大なるご尽力により多くの実績を積み重ねて頂いております。

1. 主な成果

- (1) 不動産登記法・土地家屋調査士法等の大改正に日調連、全調政連共々に政治活動の結果、両法が改正される ————— 平成16年
- (2) 大阪府入札業務に土地家屋調査士部門を新設 ————— 平成19年11月
- (3) 大阪府議会議長名にて内閣総理大臣、衆参議院議長宛に「登記事務権限の地方移譲に反対する意見書」を提出 ————— 平成23年3月
- (4) 大阪市発注業務に「土地家屋調査士業務の適切な発注」を各部局に通達 ————— 平成23年3月
- (5) 大阪府発注業務に「土地家屋調査士業務の適切な発注」を各部局に通達 ————— 平成27年12月
- (6) 大阪府下の地籍調査の進捗率が3%から10%に向上 ————— 平成29年12月
- (7) 司法書士法、土地家屋調査士法改正への政治活動の結果改正される ————— 令和元年

等、多くの実績を残して頂き大阪会の会員が等しくその恩恵を受けているところであり今後、政治活動を通して次の重要な事項につき積極的な活動を行ないます。

2. 今後の主な活動方針

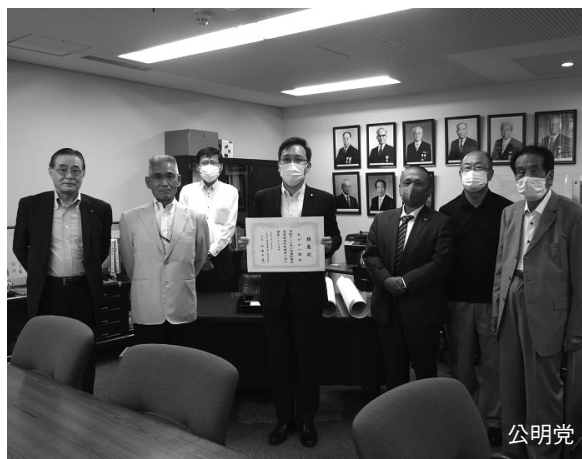
- (1) 土地家屋調査士法及び同施行規則等の関連法令改正への政治活動を行ない調査士の社会的地位の向上と事務所経営の繁栄に向かったの活動を行なう。
- (2) 報酬システムの制度化に向け活動を継続的に行なう。(司法書士政治連盟との連携を図り、要望内容の必要性を訴える予定。)

- (3) 官公庁等が所有している建物の表題登記促進への活動を行なう。
- (4) 官公庁等発注の調査士法第3条業務の分離発注の徹底と最低価格設定に向け活動を行なう。
- (5) 大阪府下の地籍調査と地図整備促進について土地家屋調査士の必要性を訴える。
- (6) 国、地方議員各位へ調査士制度の重要性をPRし、調査士の社会的地位向上を図る。
- (7) 土地家屋調査士制度の説明に付き、使用している制度本の改訂に付き、本会と本連盟にてPTを立上げ改定を行なう。

3. 選挙への対応

本年は衆議院議員の総選挙が実施されますが制度充実、発展に向け常々、多大なるご尽力を頂いております政権与党である自民党、公明党の立候補予定者への推薦をさせて頂きました。

(自民党14名・公明党4名)



4. 会員の皆さまの事務所発展に向けて

現在、大調政連の入会者数は（令和3年1月1日現在）会員980名中・450名（加入率：45.9%）で全国50会ある中での入会率順位は42位であります。政治連盟は会員の皆さまの社会的地位の向上と事務所経営繁栄に向け役員の皆さまが業務ご多忙の中、無報酬にて頑張っております。

大調政連の年会費は1万円にて3,500円は全調政連へ納付し6,500円にて1年間の政治活動を行なっているところであります。

前任の向井副会長より引き継ぎ、政治連盟の活動についてご報告いたします。ご存じのとおり当政治連盟は、土地家屋調査士の制度の発展と会員の地位の向上を図ることを目的に活動を行っており、それに理解をお持ちの議員各位を応援しております。6月7日には参議院議員の太田房江議員が当会に來会されコロナ禍による調査士業務への影響と対応についてお話し頂き、7月6日には杉久武参議院議員が7月19日には自由民主党大阪府支部連合会幹事長の高賀谷俊史大阪市会議員も日頃の応援のお礼にと來会されました。

本会の定時総会が終わり新体制になりましたので中林会長に意見交換会の開催をお願いし、6月23日に本会及び政連正副会長、専務理事、幹事長出席のもと会議にて今後の大阪政連の活動についての方針をまとめました。その後の7月13日には政府与党である公明党の大阪選出の北側一雄衆議院議員をはじめとして府議会市会議員出席の「政策要望懇談会」に中林会長と共に正副役員が参加し、表題登記の報酬の明確化についての要望を申し上げました。

同じく7月に行う予定でありました「自由民主党政経懇談会」についてはコロナウイルス蔓延のため9月に延期になり、立憲民主党との「政策・制度意見交換会」も期日未定の延期となりました。この時点で大阪府には8月2日から8月31日までについて緊急事態措置に基づく要請が出され、全国では累計100万人の感染者が出ていると報道され、不要不急の外出は自粛し、都道府県間の移動を極力控え経済界ではテレワークの推進などが要請されています。

このようなコロナ禍の中、2020東京オリンピック・

政治連盟は会員お一人お一人のためにあり、調査士としての将来が懸かっております。

まだ、入会されていない会員の皆さまには種々政治理念がおありのこととは存知ていますが調査士として事務所経営を継続していかれるならご自身のために是非入会して下さい。

私達、調査士の未来のために会員の皆さまのお力をお貸し下さい。

まだ入会して頂いてない会員のご入会をお待ち致しております。

パラリンピックは一年遅れではありますが、困難を乗り越えて開催され、連日日本人のメダルラッシュが新聞・テレビ・ネット上などを賑わしており、スポーツが人々に感動を与える力の強さを改めて感じます。ところがこの時期に政治連盟が行う活動については自粛要請の影響で関係団体の様々な集会在延期になっており、十分な活動ができておりません。しかし9月5日の大会閉会後以降には、10月21日任期満了を迎える衆議院総選挙の日程が見えてくるのではないかと思います。その際は大阪政連の目的に沿った活動をして頂ける政党、候補者を応援してまいりますので会員の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。（広報担当副会長・井之上 貢）



公明党：政策要望懇談会にて

大阪青年土地家屋調査士会だより

第10回定時総会のご報告

令和3年7月27日(火曜日)新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期となっていた、大阪青年土地家屋調査士会第10回定時総会が、大阪土地家屋調査士会館4階会議室において実施されました。

令和2年度も、コロナ禍に見舞われ、研修事業懇親事業ともほぼ行えませんでした。組織変更の詳細協議にのみ専念し、その結果会則変更を本総会に諮りました。可決承認されまして、新しい大阪青年土地家屋調査士会としての出発となりました。

組織変更の背景としましては、現在の運営・参加者がほぼ役員だけになってきており、また役員のなり手が減少し、組織の維持が難しくなっていく懸念がありました。組織や事業が義務的に受け止められがちであり、本来の仲間作りや助け合い、自己研さんの場としての機能が低下し、任意会としての組織の存在意義を見直す必要が出てきました。今の会員や新入会の会員にとって必要で、入会しやすい組織とする為、会則変更を検討しました。

「気軽に入会出来て仲間作りが出来る、入会したての会員をサポート出来る、組織の負担を減らし活動の継続がしやすい組織にする」ことを目的としました。役員の負担軽減ため、何かをしなくてはいけ

ない、その責任を負うといった雰囲気を打破し、「やりたい人がやりたいことをやる」「参加したい人が参加する」事業形態とする。会費も無くし、受益者それぞれが負担する。

入会のハードルを下げ、新入会員が入会しやすい組織を目指す、新しい青調会としました。

「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」という精神とともに、必要な知識及び技術の向上、会員間や異業種等の友好団体との交流・仲間作りを主軸として活動していきます。

新しくなった青調会への御支援・御協力をよろしくお願い致します。また、ぜひ仲間となりともに活動していける会員になっていただきたいと思います。

新入会員募集

我々は新入会員を随時募集しております。

会費は無料です。

入会ご希望の方は下記HPの入会案内フォームに必要事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会 HP アドレス:

<http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/>



公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

大阪公嘱協会2021講演会の開催

当協会は、公益社団法人であり、自主事業の一環として、境界や公共嘱託登記に関する知識の普及及び啓発事業として、一般の方を対象とした講演会を毎年行ってきましたが、昨年は新型コロナウイルスの影響で残念ながら、中止せざるを得ませんでした。

本年に至っては、コロナ禍の状況でどのように開催するか検討した結果、従来の会場型講演会を止めて、初めての試みとして「ウェビナー」によるオンライン講演会を大阪土地家屋調査士会の後援および記念品のLEDライト付きクリーナーの提供を受け、6月18日に開催することができました。

当協会の理事長横山幸一郎の挨拶、大阪土地家屋調査士会会長中林邦友様のご挨拶から、三井住友海上火災保険株式会社塚越貴信講師による第一部「多発する自然災害への備え」をテーマとして、近年の台風、水害等の自然災害に対応した火災保険等を詳細にご講演頂き、第2部は経済ジャーナリスト堀浩司講師による「相続法の大改正で、何が変わった？」をテーマとして、私たち調査士にも関係する相

続を税理士の立場から、自筆証書遺言、その法務局保管及び法務局による法定相続情報証明制度等のご講演を頂きました。

オンライン講演会は初めてのことであり、流王業務部長のご尽力により、事前に録画し当日それを配信する形態を取り、配信前及び休憩時間には「大阪法務局からお知らせ」を配信し大変好評でした。その中で平成11、12年度箕面市登記所備付地図作成作業に当協会が大きく関与したことが思い出されました。

また、従来の新聞広告に加え、連合会の会報誌にも広告することにより、北は青森県、南は熊本県からもご参加頂き、事前申込者数221名、当日参加者数157名。アンケートにお答え頂いた参加者には、当協会のオリジナル野帳とLEDライト付きクリーナーを送付いたしました。

最後になりましたが、2021講演会が、盛会裏に終わることができたのは、大阪土地家屋調査士会様を始め、ひとえに皆様方のご支援の賜物と、心より厚く御礼申し上げます。



＊当協会では、社員を募集しています。
協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。



会 員 異 動 (R3・9・1 現在)

入 会 者 (4 名)				
氏 名	登録番号	支 部	入 会 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
藤 井 洋	3404	堺	3・7・12	〒590-0836 堺市堺区楠町3丁1番8号 ☎072-241-8162 (FAX)072-241-8168
天 野 雅 之	3405	大阪城	3・7・20	〒540-0028 大阪市中央区常盤町二丁目2番13号 ☎06-4794-1175
川 本 聖 美	3366	北	3・8・2	〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階 ☎06-6225-7538 (FAX)06-6225-7539
藤 井 良 守	3406	堺	3・8・2	〒599-8244 堺市中区上之1162番地2 ☎072-200-3091 (FAX)072-200-3092

事 務 所 変 更 (7 名)					
氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 出 年 月 日	新事務所所在地・電話・FAX
勝 谷 成 敦	2993	北	堺	3・7・2	〒590-0079 堺市堺区新町4番22号 工電舎事務所ビル2C ☎072-267-4710 (FAX)072-267-4711
深 見 真 一	2722	北	北	3・7・2	〒553-0006 大阪市福島区吉野4丁目16番5号 ☎06-6461-6220 (FAX)06-6461-6263
中 川 由起子	3304	中央	中央	3・7・28	〒558-0041 大阪市住吉区南住吉二丁目10番16号 ☎06-7777-3835 (FAX)06-7777-3835
南 口 浩	3132	中河内	中河内	3・8・4	〒578-0924 東大阪市吉田7丁目8-45 ニシムラハイツ307 ☎072-951-7234 (FAX)072-951-7763
清 水 博 章	2679	中央	中央	3・8・10	〒542-0081 大阪市中央区南船場一丁目 3番27号5C ☎06-4705-7188 (FAX)06-4705-7189
松久保 貴 弘	3135	中河内	中河内	3・8・19	〒577-0045 東大阪市西堤本通東1丁目7番16番 ☎06-6788-0505 (FAX)06-6788-0506
福 嶋 英 彰	3002	北	北河内	3・8・25	〒573-0084 枚方市香里ヶ丘11丁目35番46号 ☎090-8529-8378 (FAX)072-853-0100

退 会 者 等 (資格取消・喪失者を含む) (11名)				
氏 名	登録番号	支 部	届 年 月 出 日	退 会 理 由
金 井 一 美	2860	北	3・6・2	業 務 廃 止
落 合 庄三郎	1188	大阪城	3・6・16	業 務 廃 止
八 杉 徹	1611	北河内	3・6・21	業 務 廃 止
西 村 憲 夫	1673	中央	3・6・29	業 務 廃 止
市 原 一 勲	1195	中央	3・6・30	業 務 廃 止
高 見 賢	2028	北	3・7・6	業 務 廃 止
菅 河 憲 三	1912	中河内	3・7・13	業 務 廃 止
荒 平 義 弘	1394	中央	3・7・26	業 務 廃 止
藤 田 正 典	1900	堺	3・8・9	死 亡
中 村 幸 子	2010	北摂	3・8・10	長 期 休 業
小 島 靖 弘	1071	大阪城	3・8・26	業 務 廃 止

法 人 事 務 所 会 員 関 係

新 規 登 録 事 務 所 (2法人)			
名 称	支 部	社員・会員登録番号	事 務 所 所 在 地 ㊤主たる事務所 ㊤従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
わかば 土地家屋調査士法人	中央	徳山 圭司 2394	㊤ 〒547-0027 大阪市平野区喜連二丁目5番83号 ☎06-6760-6477 ㊤06-6760-6478
SH土地家屋調査士法人	中央	清水 博章 2679	㊤ 〒542-0081 大阪市中央区南船場一丁目3番27号5C ☎06-4705-7188 ㊤06-4705-7189

第4回常任理事会

令和3年6月22日(火)午後3時から本会3階役員室で第4回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、各委員会の委員の構成についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・山脇・松島・相澤・加藤(充)・吉田・濱口・中島(事務局)能勢

審議事項

- ①各委員会の委員の構成について
- ②令和3年度事業計画実施細目について
- ③民間総合調停センター和解あっせん人候補者の推薦について
- ④「境界問題相談センターおおさか」運営委員会委員について
- ⑤第3回理事会について
- ⑥各種行事への出席者の確認について

協議事項

- ①戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部改正について
- ②八尾市空家対策協議会委員の再推薦依頼について

第5回常任理事会

令和3年7月6日(火)午後3時から本会3階役員室で第5回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部改正についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞山脇・松島・相澤・加藤(充)・吉田・濱口・中島(事務局)能勢・柳井原

審議事項

- ①戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部改正について
- ②第3回理事会について

協議事項

- ①滯標ネットの閲覧権限等の設定について
- ②Zoomウェビナーの契約更新について
- ③労働組合からの要望について

第6回常任理事会

令和3年8月26日(木)午後4時から本会4階会議室で第6回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、枚方市空家等対策協議会委員の推薦についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・山脇・松島・相澤・加藤(充)・濱口・中島・河崎(事務局)能勢・柳井原

個別報告

- ①名誉会員の委嘱について
- ②民間総合調停センター運営委員会委員の推薦について
- ③民事調停委員候補者の推薦について
- ④次回五土業合同協議会の開催について
- ⑤大阪府密集市街地サポート制度について
- ⑥令和3年8月11日からの大雨により被災した会員の被害状況の報告について

審議事項

- ①Zoomウェビナーの契約更新について
- ②枚方市空家等対策協議会委員の推薦について
- ③第4回理事会について
- ④「土地家屋調査士制度について」の改訂について

協議事項

- ①新年役員互礼会の中止について
- ②会員名簿作成について
- ③令和4年度定時総会会場及び懇親会の中止について
- ④新人研修の未修了者の対応について
- ⑤労働組合からの要望について

令和3年度 第1回理事会

令和3年4月15日(木)午後4時から本会4階会議室で第1回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議された。

審議事項

- ①第1号議案 役員等選任規程第3条第2号なお書きによる理事の数について
[提案理由] 役員等選任規程第3条第2号なお書

きに基づき、定時総会において選任する理事の数を22人と定めることを提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

②第2号議案 非調査士活動への対応について

[提案理由] 非調査士活動に対する告発について、当会顧問弁護士に告発の手続きを依頼するに当たり、告発の書類作成費として220,000円及び告発が受理された場合の成功報酬として330,000円が必要となるため、令和3年度予算の渉外費の非調査士活動排除委員会の科目から支出することについての承認を提案する。

[結果] 賛成多数で承認された。

③第3号議案 会則の一部改正について

[提案理由] 日調連発第386号で通知のあった会則モデルの一部改正に伴い、大阪会の綱紀委員会の現状に即した改正をする必要があるため、会則モデルに準拠し本会会則を一部改正することについて本年度の定時総会に上程することを提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

④第4号議案 綱紀委員会規則の一部改正について
[提案理由] 会則モデル(第50条(綱紀委員会))の一部改正に伴い、綱紀委員会規則モデルも一部改正されたため、大阪会綱紀委員会の現状に即した改正をする必要があることから、綱紀委員会規則モデルに準拠し本会綱紀委員会規則を一部改正することについて本年度の定時総会に上程することを提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

⑤第5号議案 令和2年度事業経過報告について

[結果] 賛成多数で承認された。

⑥第6号議案 令和2年度決算報告について

[結果] 全会一致で承認された。

⑦第7号議案 令和3年度事業計画案について

[結果] 全会一致で承認された。

⑧第8号議案 令和3年度予算案について

[結果] 全会一致で承認された。

⑨第9号議案 会長表彰被表彰者について

[提案理由] 大阪土地家屋調査士会表彰規程第2条(選考委員会)に基づき設置され

た選考委員会(4月2日開催)で審議の結果、別添の会員を本年度の大阪土地家屋調査士会会長表彰の被表彰候補者としたので、同規則第3条(選考方法)に基づき提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

第2回理事会

令和3年6月1日(火)午後4時から本会4階会議室で第2回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議された。

審 議 事 項

①第1号議案 常任理事の選任について

[結果] 賛成多数で承認された。

②第2号議案 部長、副部長、部員の人事(理事が所属する業務部の指定)について

[結果] 賛成多数で承認された。

③第3号議案 名誉役員(顧問、相談役、参与)の委嘱について

[結果] 賛成多数で承認された。

④第4号議案 注意勧告理事会理事の選任について

[結果] 賛成多数で承認された。

⑤第5号議案 火曜会構成員の指定について

[結果] 賛成多数で承認された。

⑥第6号議案 各種委員会の設置について

[結果] 賛成多数で承認された。

⑦第7号議案 各種委員会の委員の選任について

[結果] 苦情処理委員会、非調査士活動排除委員会、紛議調停委員会、会員紹介センター運営委員会、筆界特定制度推進委員会、民間総合調停センター支援連絡委員会、オンライン申請促進委員会、制度対策委員会の委員の選任について賛成多数で承認された。

また、共済事業審査委員会以下7つの委員会の委員の選任、委嘱を常任理事会に付託することについて賛成多数で承認された。

⑧第8号議案 日調連総会の代議員等の選出につい

- て
- [結果] 賛成多数で承認された。
- ⑨第9号議案 近プロ定例協議会（総会）について
- [結果] 賛成多数で承認された。
- ⑩第10号議案 役員報酬について
- [結果] 賛成多数で承認された。
- ⑪第11号議案 感謝状贈呈について
- [結果] 賛成多数で承認された。
- ⑫第12号議案 次回理事会の開催方法について
- [結果] 出席者は全員賛成、欠席者2名については後日別途承認をとることとする。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

第3回理事会

令和3年7月6日(火)午後4時から本会4階会議室で第3回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審 議 事 項

- ①第1号議案 令和3年度事業計画実施細目について
- [提案理由] 本年度の事業計画に基づく事業計画実施細目について、別添のとおり提案する。
- [結果] 全会一致で承認された。
- ②第2号議案 「境界問題相談センターおおさか」運営委員会委員の承認について
- [提案理由] 境界問題相談センターおおさか規則第5条第4項第1号に基づき、同センター運営委員会委員の承認を提案する。
- [結果] 全会一致で承認された。

協 議 事 項

- ①第1号議案 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱規程の一部改正について
- [提案理由] 令和3年3月16日付け日調連発第386号「土地家屋調査士会則モデル等の一部改正について（通知）」で、標記管理規程のモデルについて、土地家屋調査士法人における職

務上請求書の取扱いの整理及び全会員を対象とする職務上請求書の研修の受講義務化の改正をした旨の通知があったことを受け、規程モデルに倣い本会の管理規程の一部を改正することについての協議を提案する。

[結果] 協議後、協議事項から審議事項（第3号議案）とすることについて、全会一致での承認を得て、あらためて規程の一部を改正することが提案された。

前記提案について、軽微な字句修正は会長に一任することを含めて、提案のとおり規程の一部を改正し、令和3年7月6日から施行、第12条（研修の受講）については令和8年4月1日から施行）することが全会一致で承認された。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

業 務 日 誌

◇ 6 月 ◇

- 1日・理事会（会館）
・第2回綱紀委員会（全体会議）（会館）
・支部長会議（会館）
- 2日・近プロ新旧正副会長会議（会館）
・近畿大学寄付講座第7講（Web）藤野講師
- 3日・第78回定時総会に係る開催方法についての説明会（会館）中林会長
- 4日・大阪大学法科大学院寄付講座第9講（会館）中島講師、川口産学交流学術研究委員長、正井同委員
- 5日・近畿大学寄付講座動画撮影（会館）
- 8日・財務部会（会館）
- 9日・近畿大学寄付講座第8講（Web）和田（康）講師
- 10日・総務部会（会館）
・業務研修部会（会館）
- 11日・第78回日調連定時総会事前説明会（会館）
・大阪大学法科大学院寄付講座第10講（会館）中島講師、正井委員、杉田産学交流学術研究委員

- ・協同組合部長会（会館）吉田財務部長
- 14日・労働組合団体交渉（会館）山脇副会長、加藤（充）総務部長、吉田部長
- ・大阪市マンション管理支援機構来会（会館）中林会長
- 15日・日調連総会（東京ドームホテル）中林会長、山脇・相澤各副会長
- ・日調連総会（Web視聴）（会館）松島副会長
- 16日・大阪大学法科大学院寄付講座期末レポート検討会議（会館・Web）
- ・会員章証紙頒布所訪問（落合事務所・溝畑事務所）河崎財務部副部長
- ・近畿大学寄付講座第9講（Web）吉田（孝）講師
- 17日・紛議調停委員会全体会議（会館）
- ・社会事業部会（会館）
- ・オンライン申請促進委員会（Web）
- 18日・賠償損害補償制度紛争処理委員会（会館）
- ・大阪大学法科大学院寄付講座第11講（会館）神前講師、正井委員、森留産学交流学術研究委員
- 21日・災害・空家等対策委員会（会館・Web）
- ・社会保険労務士との打ち合わせ（会館）山脇副会長、加藤（充）部長
- ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- ・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
- 22日・常任理事会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員
- 23日・近畿大学寄付講座期末レポート検討会議（会館）
- ・本会と政連の意見交換会（会館）中林会長、松島・山脇・相澤各副会長
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）三谷相談員
- ・近畿大学寄付講座第10講（Web）中山講師
- ・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会・Web）
- 24日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（直）相談員
- ・大阪市マンション管理支援機構第3回常任委員会（大阪市住まい情報センター）奥田社会事業部副部長、正井会員
- 25日・大阪大学法科大学院寄付講座第12講（大阪

- 大学）井畑講師、川口委員長、正井委員
- ・会員章証紙頒布所訪問（辻林事務所）河崎副部長
- 28日・会員紹介センター運営委員会（会館）
- 29日・非調査士活動排除委員会第1回全体会議（会館）
- ・制度対策委員会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口（太）相談員
- ・会員章証紙頒布所訪問（長谷川事務所・山中事務所）笠原財務部理事
- 30日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）奥田相談員
- ・近畿大学寄付講座第11講（Web）小澤講師
- ・大阪大学法科大学院寄付講座事前設備テスト（大阪大学）正井委員
- ・会員章証紙頒布所訪問（江原事務所）笠原理事

◇ 7 月 ◇

- 1日・会務処理（V-CUBE打ち合わせ）（会館）濱口業務研修部長
- ・筆界特定制度推進委員会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山（恒）相談員
- ・会員章証紙頒布所訪問（岩崎事務所）笠原理事
- 2日・苦情処理委員会全体会議（会館）
- ・支部長会議（会館）
- ・会員章証紙頒布所訪問（山上事務所）河崎副部長
- ・会員章証紙頒布所訪問（小川事務所）吉田部長、河崎副部長
- ・大阪大学法科大学院寄付講座第13講（大阪大学）井畑講師、中島産学交流学術研究副委員長、正井委員
- 5日・産学交流学術研究委員会（会館）
- 6日・入会面談（会館）和田総務部副部長、永野・井上・竹内・塩田各総務部理事
- ・常任理事会（会館）
- ・理事会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田（修）相談員
- ・会員章証紙頒布所訪問（オフィスいぶき・山田事務所）吉田部長
- ・制度制定70周年記念式典（県民交流プラザ

(和歌山市)) 中林会長

7日・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 阿部相談員

- ・法務局打ち合わせ(非調査士活動調査)(法務局本局) 井手下非調査士活動排除委員長、小川・雨宮各同副委員長
- ・会員章証紙頒布所訪問(橋本事務所) 吉田部長
- ・近畿大学寄付講座第12講(Web) 松内講師

8日・濡標ネット運営委員会(会館)

- ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 山口(典) 相談員

9日・ADR特別研修(基礎研修)(会館) 松島副会長

- ・協同組合部長会(会館) 河崎副部長
- ・大阪大学法科大学院寄付講座第14講(大阪大学) 山脇講師、正井委員、杉田前委員

10日・ADR特別研修(基礎研修)(11日も)(会館) 濱口部長

12日・大阪市マンション管理支援機構第1回協議会、第4回常任委員会(大阪市住まい情報センター) 奥田副部長、正井会員

- ・非調査士活動排除調査実施庁打ち合わせ(法務局本局不動産登記部門) 津本非調査士活動排除委員
- ・非調査士活動排除調査実施庁打ち合わせ(法務局天王寺出張所) 綿谷非調査士活動排除委員

13日・財務部会(会館)

- ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 安岐相談員
- ・公明党政策要望懇談会(関西公明会館) 中林会長、相澤副会長
- ・非調査士活動排除調査実施庁打ち合わせ(法務局守口出張所) 川崎非調査士活動排除委員

14日・境界問題相談センターおおさか事前無料相談(会館) 辻田境界問題相談センターおおさか推進委員長、田中同委員

- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 久保(尚) 相談員
- ・近畿大学寄付講座第13講(Web) 松内講師
- ・会員章証紙頒布所訪問(吉田事務所) 吉田部長

15日・社会事業部会(会館)

- ・大阪法務局来会(会館) 中島社会事業部長
- ・社会事業部業務連絡会(会館)

- ・五土業合同協議会打ち合わせ(会館) 中林会長、山脇副会長、加藤(充) 部長
- ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 角相談員
- ・民間総合調停センター広報・研修部会(大阪弁護士会)
- ・民間総合調停センター運営委員会(大阪弁護士会)

16日・民間総合調停センター支援連絡委員会・和解あっせん人候補者合同会議(会館)

- ・大阪大学法科大学院寄付講座第15講(大阪大学) 山脇講師、川口前委員長、正井委員
- ・近畿ブロック第65回定例協議会(ホテルグランヴィア和歌山) 中林会長、松島・相澤各副会長、竹本会員

17日・地籍問題研究会第29回定例研究会(Web) 奥田副部長

19日・打ち合わせ(本会収支資料作成)(会館) 河崎副部長

- ・自民党推薦状交付(会館) 松島副会長
- ・境界問題相談センターおおさか研修会講師打ち合わせ(法務局本局) 辻田委員長、西田境界問題相談センターおおさか推進副委員長、京谷委員

20日・業務研修部会(会館)

- ・労働組合団体交渉(会館) 山脇副会長、加藤(充)・吉田各部長
- ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 池原相談員

21日・入会面談(会館) 加藤(充) 部長、和田副部長、永野・井上・竹内・塩田各理事

- ・総務部会(会館)
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 今村相談員
- ・近畿大学寄付講座第14講(Web) 三谷講師

26日・制度対策委員会(会館)

- ・資料センター運営委員会(会館)

27日・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 佐古相談員

- ・法務局岸和田支局訪問(法務局岸和田支局) 中島部長

28日・大阪府来会(会館) 中島部長

- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 富澤相談員
- ・近畿大学寄付講座第15講(Web) 阪本講師
- ・法務局水曜相談あいさつ(法務局本局) 中

- 島部長
- 29日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
- ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山脇相談員

30日・本支部役員合同研修会（会館）

◇ 8 月 ◇

- 2日・業務研修部業務連絡会（会館）
- 3日・総務部業務連絡会（会館）
- ・総務部会（会館）
- 4日・地籍整備促進委員会（会館）
- ・近畿大学寄付講座レポート採点会議（会館・Web）
- ・非調査士活動実態調査（法務局本局）井手下委員長、雨宮副委員長、馬野・川崎・島田・津本・安原各非調査士活動排除委員
- 5日・大阪大学法科大学院寄付講座レポート採点会議（会館・Web）
- ・打ち合わせ（本会収支資料作成）（会館）河崎副部長
- ・会員名簿作成における個人情報保護法に関する相談（堂島総合法律事務所）山脇副会長、加藤（充）部長
- 6日・協同組合部長会（会館）笠原理事
- 10日・岸和田支局訪問（法務局岸和田支局）中島部長、田中社会事業部理事
- 12日・財務部会（会館）
- ・非調査士活動実態調査（法務局堺支局）小川副委員長、山本・藤田・中川・綿谷各非調査士活動排除委員
- 17日・民間総合調停センター広報・研修部会（Web）
- 18日・社会事業部会（会館）
- 19日・会務処理（会館）井上理事
- 20日・ADR特別研修（集合研修）（会館）松島副会長
- 21日・ADR特別研修（集合研修）（会館）濱口部長
- 22日・ADR特別研修（総合講義）（会館）濱口部長
- 23日・業務研修部会（会館）
- 25日・非調査士活動実態調査（法務局守口出張所）井手下委員長、雨宮副委員長、馬野・川崎・島田・津本・安原各委員
- 26日・常任理事会（会館）
- ・正副会長会議（会館）

- ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（Web）
- ・資料センター運営委員会（Web）

公嘱協会の動き

◇ 6 月 ◇

- 2日・全公連第36回定時総会及び報告会（Web会議）横山理事長
- ・勝山公認会計士と役員報酬について打ち合わせ（協会）笹本副理事長、西谷経理部長、三好事務局長、山内職員
- 4日・2021講演会収録（協会）大阪土地家屋調査士会中林会長、横山理事長、舩原副理事長、流王業務部長
- ・第11回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 15日・第8回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 16日・2021講演会（ウェビナーによる配信）
- 18日・社員研修会ウェビナーテスト（協会）太田指導研修部長、流王業務部長
- 23日・社員研修会（ウェビナーによる配信）

◇ 7 月 ◇

- 1日・勝山公認会計士による実査（協会）勝山公認会計士、三好事務局長、山内職員
- 2日・第1回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 9日・第1回指導研修部会（協会）
- 13日・第1回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- ・第7回2021講演会実行委員会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 16日・外部監査（協会）勝山公認会計士、笹本副理事長、西谷経理部長、三好事務局長、山内職員
- 20日・外部監査（協会）勝山公認会計士、三好事務局長、山内職員
- ・第1回選考委員会（エル・おおさか）

◇ 8 月 ◇

- 3日・第2回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 6日・監査会（協会）
- ・第2回指導研修部会（協会）

- 17日・第2回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
 23日・全公連webGIS説明会（Web会議）船原副
 理事長、西谷・流王・太田常任理事
 30日・第1回近公連理事長会議（「Zoom」による
 テレビ会議）横山理事長、三好事務局長

行事予定

◇ 10 月 ◇

- 1日(金)年次制研修(4～7日も)
 15日(金)財務部会
 21日(木)中間監査
 常任理事会

◇ 11 月 ◇

- 9日(火)筆界特定制度五者連絡協議会
 11日(木)常任理事会
 理事会

◇ 12 月 ◇

- 9日(木)常任理事会



編集後記

◆社会事業部が交代して初めての会報誌をお届けいたします。

久しぶりの会報誌の編集で、四苦八苦していましたが、なんとか完了致しました。

これから、皆様方に有益な情報を発信できるよう努めますので、よろしくお願いいたします。

(中島)

◆今期から、社会事業部で公共担当の副部長を務めさせていただくことになりました。

初めての理事であり戸惑う事だらけですが、他のメンバーと協力して、少しでも役に立てるよう、精一杯頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(奥田)

◆久しぶりに本会理事を拝命した北摂支部の加藤眞一です。前回理事を拝命したのが平成21年から4年間だったので10年以上前になります。最初は浦島太郎のつもりでしたが、本会も変わったようで変わりません。今後ともよろしくお願いいたします。

(加藤)

◆(旧)南支部では、長く広報担当副支部長を務めていました。社会事業部でも広報担当ということで、支部での経験を活かせるよう頑張ります。それから、テニス同好会でも広報を担当しています。

(彦坂)

◆今年度から社会事業部の広報担当となりました、大阪城支部の玉置直矢と申します。初理事で右も左も分かりませんが、精一杯広報活動を行っていきたく思いますので、2年間宜しくお願い致します。

(玉置)

◆今期から、社会事業部を務めさせて頂きます堺支部の田中と申します。諸先輩方が積み上げて下さったものを、次の世代へと引き継げるよう、微力ながら精一杯頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

(田中)

◆今期から理事となりました小林です。社会事業部で公共担当を務めさせていただくことになりました。はじめての本会業務で至らぬところしかありませんが、どうぞ宜しくお願い致します。

(小林)

訃 報



堺支部
藤田 正典会員
令和3年8月9日ご逝去
(享年74歳)

▽昭和54年8月2日入会

＊謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます



おくやみ申し上げます

▽松野 照子さん (大阪城支部 松野 維尚・母堂、
令和3年6月23日没、94歳)

▽森留 絢子さん (中河内支部 森留 禎雄・母堂、
令和3年7月13日没、78歳)

訃報の対応について

事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

本会社会事業部員

中 島 幸 広 奥 田 祐 次
加 藤 眞 一 彦 坂 浩 子
玉 置 直 矢 田 中 秀 典
小 林 俊 彦
(社会事業部担当副会長) 相 澤 襲 雄

支部社会事業 (広報) 担当責任者

北 塚 田 徹 中 央 阿 部 孝 信
大阪城 請 田 隆 広 中 河 内 森 山 泰 久
北河内 大 津 拓 馬 北 摂 吉 田 孝 信
堺 白 井 康 之 泉 州 堀 川 経 希
(事務局) 山 口 知 晃



■発行所 大阪土地家屋調査士会
■〒 540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電 話 06(6942)3330 (代)
■FAX 06(6941)8070
■E-mail : otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ : <http://www.chosashi-osaka.jp>

支 部 別 会 員 数 (R3・9・1 現在)

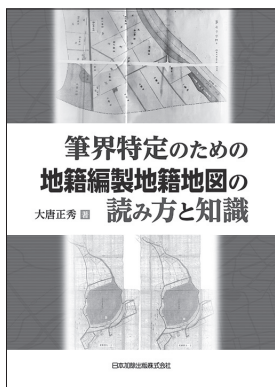
○内数字は法人会員数

支 部	会員数	増減	支 部	会員数	増減
北	155⑩	-3	北河内	78②	0
中央	129⑥	-3	北 摂	145④	-1
大阪城	132⑩	-1	堺	151③	2
中河内	102⑩	-1	泉 州	75⑩	0
			合 計	967⑩	-7

法人会員数 50法人 (+3)

※増減は前回R3年6月1日比

地籍地図をマスターすれば、公図の理解がより深まる！



筆界特定のための 地籍編製地籍地図の 読み方と知識

前・鳴門公証役場公証人、元・松山地方法務局長 大唐正秀 著

2021年5月刊 B5判 276頁 定価3,850円(本体3,500円)

- 役所保管地籍地図、法務局和紙公図等を研究材料とし、調査分析を行った著者の知見を取りまとめた書。
- 裁判での利活用や地籍地図評価など、様々な実務において活用できる、画期的な一冊。



目次（本文内に34問のQ&Aを併用しています）

第1編 地籍地図編製とその読み方

- 第1 公図作成の概要とその経緯
- 第2 その後における公図の歴史
- 第3 地籍地図の作成について
- 第4 徳島県における地籍編製
- 第5 地籍地図の読み方

第2編 下山家の「一村全図・各字図(検本図)」の概要

- Q 字図の通し番号はどのような順番で付番しているのだろうか
- Q 和紙による正副本は、どのようにして作成したのだろうか
- Q 原本に存在する位置形状のすべてを正確性を確保しつつ写し取っていくために、先人の工夫はどうであったのだろうか
- Q 字図における地番の配列は、どのような順番で付番しているのだろうか

第3編 下山家の「一村全図・各字図(検本図)」の分析

- Q 取水構(落水構)という構築区域が、字図抽出上どのように取り扱われたのだろうか
- Q 平行線引き野線間に何らかの規則性が存在するの否か

- Q 地籍地図における正副本は、どのようにして作成したのだろうか
- Q 畦畔の描画はどのような技術力を駆使して描いたのだろうか
- Q 和紙に測点(与点ではない。)を針でプロットする場合のプロットの誤差については、どうだろうか
- Q いずれの字図が、その鋳型(元図)となっているのだろうか
- Q 地籍地図の元図となり得る資格は、どのような要件が備わっていればいいのか

第4編 下山家の検本字図(地籍地図の元図)の実証的分析

- Q 相互間に生じてくる位置のずれ発生のメカニズムとその原因について、一体どのようにすれば合理性を見いだすことができるのだろうか
- Q 両空中写真中に写っている本件赤道の「形状」が一致するかどうか
- Q 米軍写真及び地院写真に写った長狭物(ここでは赤道)を重ね合わせていくと、相互間に生じてくるずれ具合について、一体どのようにすれば合理性を見いだすことができるのだろうか

実務家にとって「備えておきたい情報」が満載



先例から読み解く！
建物の表示に関する
登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 定価4,730円(本体4,300円)



先例から読み解く！
土地の表示に関する
登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

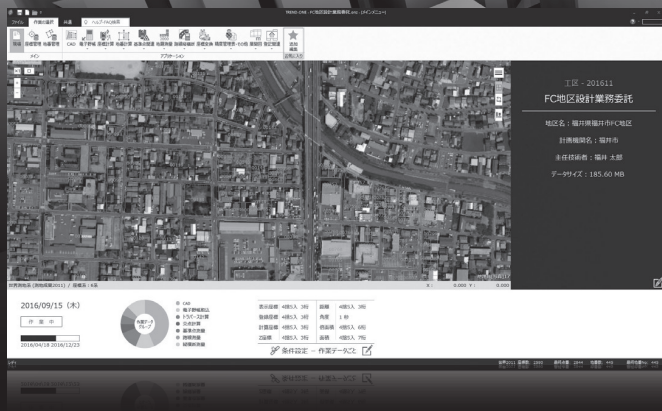
2017年12月刊 A5判 800頁 定価7,370円(本体6,700円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



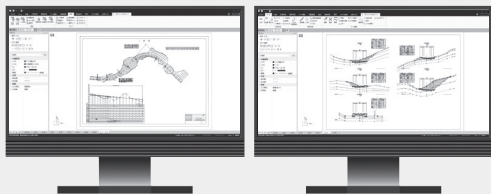
最強の64bitアプリケーション
「TREND-ONE」誕生!

TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



地番情報を表示しながら図面編集:測点表示で網確認:線形表示と縦横断:
CAD&CAD表示で一般図…比較確認など抜群の効率化を実現

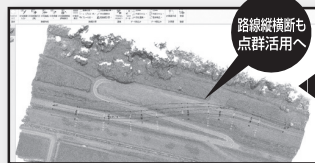
点群活用! TREND-POINT連携!



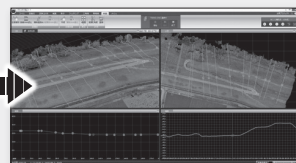
TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】



TREND-POINT
3D点群処理システム【トレンドポイント】



路線縦横断も
点群活用へ



3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

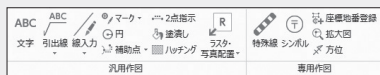
現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

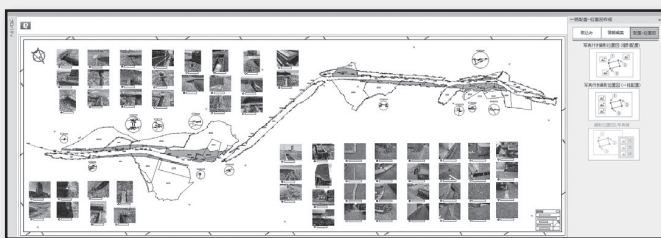
ラスタ写真
配置
一括配置・
位置図作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

<http://const.fukuicompu.co.jp>

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

新 最短合格講座

基礎力総合編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

毎月1日
開講!
入学随時!



内堀 博夫

レクチャー 本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習する必要があります。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。『新・最短合格講座』は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用
教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
	テキスト 合格ノート I 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノート II 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1冊
	テキスト 合格ノート III 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノート IV 土地家屋調査士法編	1冊
	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
書式学習用教材	測量・面積計算&図面作成(第六版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート I 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート II 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート III 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスター I (民法、土地家屋調査士、総論)〈第七版〉	1冊
	新版 択一過去問マスター II (土地、建物、区分建物)〈第七版〉	1冊
	新版 書式過去問マスター I (土地)〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスター II (建物、区分建物)〈第三版〉	1冊
提出課題	問題編(択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVD または ダウンロード(WMV) ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、

特別減免学費で
お申込みできます。



学費
(10%税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力総合編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力総合編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 182,600円
- 特別減免学費 145,200円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



資料請求



